

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

予 算 特 別 委 員 会 会 議 録 (6) (21 . 1 定)			
日 時	平成 2 1 年 3 月 1 1 日 (水)	開 議	午後 1 時 0 0 分
		散 会	午後 6 時 0 8 分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	前田委員長、菊地副委員長、千葉・鈴木・吹田・斉藤（陽）・ 佐藤・山口・北野 各委員		
説明員	市長、水道局長、総務・財政・建設各部長 ほか関係理事者		
<p>別紙のとおり、会議の概要を記録する。</p> <p>委員長</p> <p>署名員</p> <p>署名員</p> <p style="text-align: center;">書 記</p>			

～ 会議の概要 ～

委員長

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、鈴木委員、山口委員を御指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。秋元委員が千葉委員に、成田祐樹委員が吹田委員に、中島委員が北野委員に、濱本委員が鈴木委員に、斎藤博行委員が山口委員に、それぞれ交代いたしております。

付託案件を一括議題といたします。

これより、建設常任委員会所管事項に関する質疑に入ります。

なお、本日の質問順序は、平成会、共産党、自民党、公明党、民主党・市民連合の順といたします。

平成会。

吹田委員

今日は建設常任委員会所管事項ということなのですが、私のほうでは建設部の建築住宅課と建設事業課、それから水道局の関係について質問をしたいと考えております。

市内の雇用対策について

日本じゅうが不況のあらしの中ということですが、小樽は、以前から不況でありながら、今回はまたさらにといいことで、大変厳しい状況にあると考えております。不況である場合は公共事業を中心に展開するというのが日本のやり方ですが、小樽におきましては、全体的なそういう動きがどんどん縮小してきているということでございます。こういう小さな中でもやはり今一番雇用ということが言われていまして、いろいろなところで職を失っている方々がすごく増えてきたということがございますので、そういう方々をどのようにして救っていくかがということが議論されていかなければならないと私は考えております。そういう中では、小樽市の各関係部署で、雇用対策にかかわってさまざまなことをされているということはお伺いしております。

今回は、建設常任委員会の所管にかかわることにつきまして、まず、建設事業課のほうで、実際にいろいろなことをされると思うのですが、私はある部分、緊急というイメージを含めて、そういうものがどのように行われているのかという質問をしたいと思っております。現在、平成21年度予算を、実際に動かしていく中でどのようなものがあるのか、また、事業にかかわっては、総体の事業費というのは、どの程度になっているのかということも含めてお伺いします。

（建設）建設事業課長

建設部建設事業課の所管としましては、平成21年度予算の中で、臨時市道整備事業について、21本の工事を予定しております。これが、21年度のこれからの入札は21本ですが、今、3月中にゼロ市債での工事の発注を予定しております。それが8本ございます。合計29本、工事を予定しております。また、河川整備事業については、3本の工事を予定しております。これで合計32本を計画しております。おのこの事業費が、工事費ベースで臨時市道整備事業が3億6,600万円、それから河川整備事業が3,700万円、そういった事業を展開しながら、まず景気対策、それに、2次的に雇用創出の促進といったことを考えて発注する予定と今なっております。

吹田委員

今、臨時市道整備事業については21本、また、ゼロ市債の関係でも8本、河川整備事業についても、3本の予定があるという御答弁をいただきました。基本的にこういう工事というのは毎年予定が変わるとか、それからどこかをやって次にその続きがないとかというふうにはならないものと思うのですが、私は、やはり今の経済状況でありますので、臨時市道整備事業というのは、毎年継続していくという考え方があると思うのです。私は、工事の中でも選択肢があると思うのですが、例えば、人がかかわる率が非常に多い仕事があれば、少ない仕事も

あると思うのです。これらの選択肢の中で、緊急の非常に難しいときだからこそ、まずは雇用効果にはね返るようなものが必要ではないかと思うのです。私は、臨時市道整備事業の21本の予算というのが決まったら、絶対にその21本を実施するという形になるような気がしているのですけれども、今回は、この21本以外のもので、例えば22年度で予定しているけれども、それを入れ替えて、雇用が多く生まれるものを市として選択し、優先することができないだろうかと考えているのです。これは原課のほうで、いろいろと考えながら計画をしていると思いますので、そうはいかないのかもしれませんが、私は、今の経済状況が大変厳しいときだからこそ、事業の優先についても加味しながら、各事業の中から選択するということをしてはどうかと思います。また、市が行う工事については、地元業者にそういう形で仕事をさせていただいて、そして地元の業者を育成するという考え方も、それは大変大事なことでありますので、今回については、雇用対策にかかわってこうしたことを検討できるのか、又は可能なのか。また、例えば今予定されているこの30本程度の工事が、そういう形で対応できるものがあるのかどうかということをお聞きしたいと思いますが、いかがでしょうか。

（建設）建設事業課長

まず、雇用対策という御質問ですが、今説明しました建設事業のほかに、補正予算で緊急雇用創出事業として、市内一円草刈等清掃業務を計画しております。これは、まさに人力で草を刈るということですので、委員がおっしゃった雇用に即結びつく事業として計画しております。それから、建設事業の中でそういったものを考えられないかということなのですが、それについては、当然景気対策ということでは、発注して、それで確かに2次的に雇用が創出されますので、早期発注ということを目指して今準備をし、そういった雇用の関係も対応していきたいというふうに考えております。

吹田委員

今の御答弁の中で、緊急雇用対策事業ということで、市内一円草刈等清掃業務とおっしゃいましたけれども、こうした事業については、どのような業者に発注するのか。また、例えば事業の発注に当たっては、業者のランクがいろいろあると思うのですけれども、小さな事業所に対しても発注するのか、それとも、大きな事業体に発注するのか、どのように今考えられておりますか。

（建設）建設事業課長

市内一円草刈等清掃業務ですが、これは今、約1,800万円の事業費を予定してしまして、全市を2ブロックに分けて発注しようと考えています。そうしますと、事業費が900万円程度で、1,000万円を割りますので、今までの業者選定の通常の見方としましては、1,000万円以下の区分の業者、具体的に言いますと、土木のCランクぐらいの業者に対して発注していく予定です。

吹田委員

これについては、ある意味、金額で仕事が限定される部分もありますね。例えば中小事業者の方々も仕事ができるように御配慮いただければと思いますので、ぜひそのような形でしていただきたいと思います。

何度も言いますが、私は、こうした事業については、雇用対策を最大限、いわゆる第1目標にしまして、そして、市民の安全も含めた道路整備になるものだと思いますので、今後も、恐らく国が平成21年度の第1次補正なんていうことを言い出していますから、新たに事業を実施する場合には、そういうことを踏まえて、やはり事業展開をしていただきたいと思うのです。その辺についての基本的な方向、これは絶対ということはないのですけれども、そういうものがあつた場合については、建設部としても、ぜひ雇用を中心とするようないろいろなメニューを考えていただきたいと思うのですが、この辺はいかがでしょうか。

（建設）建設事業課長

具体的に、国の方針がちょっと見えないところもございまして、そういった情報を逐次とらえながら、できる限り対応していきたいと思っています。

吹田委員

ぜひ、そのように御検討いただきながら進めていただきたいと思います。

続きまして、建設部建築住宅課のほうでもさまざまな事業を展開する予定だと思いますけれども、これについてはどのような内容のものが平成21年度に行われますか。

（建設）建築住宅課長

市営住宅の事業についてでございますけれども、大きく四つに分けて説明いたします。

まず、公営住宅建替事業としまして、現在オタモイ地区の建替え事業を進めてございまして、3号棟の建設を平成21年度に予定してございます。本体工事、造成工事、電気設備等7工事を現在予定してございまして、予算額でございますけれども、3億9,811万7,000円を計上させていただきますでございます。

次に、市営住宅改善事業といたしまして、ガス配管の老朽化したものの改修とか、住宅用火災警報器の取付け、地上デジタル放送移行対策工事がございますけれども、これは今、30住宅を予定しております。設計はこれからですから、この住宅の戸数や規模、工事の件数というのはまだ定まっていませんけれども、これを合わせまして7,400万円の予算を計上してございます。

次に、市営住宅施設整備費ということで、外壁改修ですとか、水道メーターの取替え等がございますけれども、これが5住宅を予定してございまして、合計で7,080万円の改修事業費を予算として計上してございます。

それから最後に、用途廃止事業といたしまして、長橋B住宅がございまして、1階建ての長屋型なのですがけれども、違う地域での建替え事業等で入居者が移り住みまして、現在、すべて空き家になっているところでございます。これを解体、除去する事業をこの後予定してございまして、これに3,000万円の予算を計上してございます。

吹田委員

今お聞きしますと、建築住宅課のほうでも、さまざまな事業があり、ある部分では小さなものだと思いますけれども、金額としてはトータルしますと、まあまあ金額がありますから、これらの事業に市内業者がかかわって実施されると思うのです。私は、先ほども話したのですけれども、これはほとんどこの予定を変える形にはならないような気もするのですけれども、やはり全体の予算の中で、今後雇用対策にかかわるような形に変えていくことができるのか、そういうのがあってもいいというふうに考えています。市内の業者も大変厳しい状況でありますので、今、一つは雇用の関係では、ワークシェアリングという言い方をして、仕事を分け合うという動きがあるのですけれども、建築住宅課の関係の事業では、どの程度のランクの業者がかかわれるのかと思うのです。この辺については働いているほうも詳細を知る機会がないものですから、実際に今予定されているランクとしてはどの程度の業者がかかわれるのでしょうか。

（建設）建築住宅課長

雇用対策にかかわる部分で、市内の業者がどれだけかかわることができるかという御質問でございますけれども、今答弁しました工事は、今の段階では、いずれも市内の業者が工事をできる内容ということで判断してございますので、すべてを市内の業者に発注するというのを、現在のところはまず予定をいたしております。その中で、先ほど申し上げましたけれども、例えば火災警報器の取付けとか、地上デジタル化とか、たくさんの住宅に及ぶ部分は、小樽市の指名登録業者につきましても、できるだけ雇用の拡大と受注の拡大をあわせて、広く工事が行き渡るような形の設計も検討しているところでして、そういったことも踏まえて、できるだけ多くの市内の雇用に役立てられるような形で発注していけるかということで考えてございます。

吹田委員

このことにつきまして、やはり多くのものについては、何となく建設関係が、一番雇用にはね返るところだという感じで皆さん見ているし、私もそういう形では見ているのですけれども、これについて、私としては、いろいろな仕事があるのだけれども、今後こういう仕事の中でやはり雇用が多いところ、例えば1億円の仕事があるのだけ

れども、その中で雇用の関係の person 費で 3,000 万円ぐらいを見るとか、4,000 万円を見るとかという形の中では、そういう金額が大きいほど私は雇用ができると思いますので、そうしたことを考慮し、なるべくなら単に順番にやるのではなくて、優先的にやっていただくようなことが必要と考えています。

また、先ほどのお話なのですけれども、やはりこれから工事の関係というのが、さまざまな必要があってやりますから、またこれからは、こういう点では、今平成 21 年度の当初予算ですから、また必要なことがあれば、補正予算を組んで各定例会でそれが出ますから、また補正を組んで雇用対策となる事業ができるというものがあれば、私は積極的にそれを展開していただきたいと考えています。今後の取組等を含めて、その辺のお考えがあるのかどうかお聞きしたいと思います。

（建設）建築住宅課長

人件費がより多くあるような事業を優先して、できるだけ早く実施をというお話しと、今後の国の動きという大きく 2 点がございましたけれども、初めのほうなのですけれども、公営住宅の建替え事業は、オタモイ住宅 3 号棟を、平成 21 年度に現在建っています 1 階建ての住宅を解体して、造成工事とか新築工事を行う計画でありましたが、昨今のこういう雇用対策も兼ねまして、前倒しということで 20 年度に補正予算を計上し、解体を終えてございます。そういった意味では当初計画でも、前倒しできるものはしながら、できるだけ、当然 person 費等がかかるわけですので、そういったものを市内の業者に確認して対応可能ということで実施しているところでございます。また、これから発注していく工事につきましても、できるだけ早期に発注できるように、また私ども職員のマンパワーもありますけれども、その辺は工夫しながら、効果的なものを早く出せるような形で取り組んでまいりたいと考えてございます。

それから、今後さらに国のほうから補正等で、建設事業関係が出た場合は、当然私ども市営住宅の件は、庁内としての考え方もあるのかなと思いますけれども、対応できる部分は研究しながら対応してまいりたいと考えております。

吹田委員

ぜひそのところにつきましては、建設部のほうで、全体の調整もあると思いますけれども、そのような取組をしていただきたいと考えています。

水道・下水道事業について

続きまして、水道局の関係につきまして質問したいのですけれども、水道局は、基本的には水道事業と下水道事業があると思いますけれども、平成 21 年度の事業の予算額、工事の内容、件数、またこれにかかわって、その対比的な部分で、20 年度の実績はどのようになっていたかということを含めて、質問したいと思います。いかがでしょうか。

（水道）整備推進課長

平成 21 年度の水道局所管の工事の発注予定についてであります。まず、水道事業について説明いたします。

まず一つ目につきましては、配水管整備事業ですが、市内一円の配水管の布設工事、延長といたしまして 5,920 メートル、事業費といたしまして 4 億 1,320 万円、件数につきましては 24 件ほどを予定してございます。また、20 年度につきましては事業費 2 億 5,000 万円、件数といたしましては 20 件でございます。

次に、老朽施設等の更新改良事業についてでありますけれども、この事業につきましては、21 年度、奥沢送水管等の更新と豊倉浄水場の施設及び設備の更新など、9 件の工事を予定しておりまして、事業費といたしましては 4 億 4,810 万円でございます。20 年度は事業費といたしましては 5 億円、件数は 16 件でございます。

水道事業のトータルといたしましては、21 年度は合計 8 億 6,130 万円でございます。20 年度につきましては、当初予算 7 億 5,000 万円で、約 1 億 1,100 万円の増額となっております。

次に、下水道事業について説明いたします。下水道事業の 21 年度工事につきましては、まず一つ目が汚水管整備

工事でございます。汚水管整備につきましては、銭函地区の布設工事、それとマンホールぶたの改築、更新などの事業を約10件行いまして、事業費といたしまして2億1,300万円。20年度につきましては、事業費は2億1,170万円、件数は10件でございます。

次に、処理場の更新といたしまして、中央処理場及び銭函処理場の更新でございますけれども、汚泥処理棟の機械電気設備の建築及び建築設備工事などの工事を行うこととしておりまして、件数につきましては9件、事業費につきましては13億5,800万円を予定しております。20年度につきましては、件数は16件、事業費は12億5,100万円でございます。

続きまして、ポンプ場の更新についてであります。ポンプ場の更新につきましては、21年度に勝納中継ポンプ場の沈砂池設備の更新工事などを行うこととしておりまして、件数につきましては2件、事業費につきましては7,700万円を予定しております。20年度の事業につきましては、件数につきましては6件、事業費については1億9,980万円でございます。

下水道事業の合計といたしまして、21年度は16億4,800万円、20年度につきましては16億6,250万円でございます。

吹田委員

今、御答弁をお聞きしまして、これも例えば金額としましては、老朽施設等の更新改良事業が前年度に5億円ほどありました。平成21年度は4億4,800万円ほどと金額が減っております。また、下水道のポンプ場の更新の関係につきましてもいろいろなことがあると思いますけれども、金額がこのように下がっているというのは、どういう理由によるものなのでしょうか。

（水道）整備推進課長

ポンプ場、処理場等の更新につきましては、老朽施設等を優先的に見まして、計画的に工事を進めてございます。その関係から、ポンプ場の事業費につきましては、前年度に比べて若干下がっているという状況でございます。また、汚水管整備につきましては、市内ほぼ概成しておりますので、なかなか追加で整備する箇所というのはない状況でございます。逆に言うと、老朽化している汚水管の布設工事と機能障害が起きている部分等の工事を行っている状況でございます。平成21年度につきましても、前年度に比べて減少している状況でございます。

吹田委員

私は、水道局の事業について、本当に基本的に内容を確認して、そしてまた必要なことをきちんとやっていってほしいと思うのですが、やはり合計しますと金額的にこれだけ大きな事業費をかけるわけでございますから、いろいろな意味で優先順位もあるし、またいろいろな内容の工事もあると思うのです。先ほども言ったように、やらなければならない事業がたくさんあるという中で、今年度は雇用対策にはね返るような事業を優先してやる。例えば、事業費の中で雇用対策にはね返らないような事業については、問題がなければ1年遅らせるとか、それよりも何か雇用対策になるものを持ってきてもいいのではないかという感じがするのです。予算を組みましたから、何日かしますと可決されるのかもしれないですし、そうしたら、その予算に合わせた形で職員が動くものと思われるかもしれませんが、その中でも、そういう物の考え方とか、今予定されている件数を考えて、今後の展開としてそういうことが検討される余地があるのかどうか。また、先ほども言いましたように、これからもこうしたいろいろなものがあって問題があることもありますし、特に水道局の場合は、何かがあれば緊急に工事が必要となる、何か問題が起ると絶対やらなければ、市民の皆さんが困るわけです。そういう面では、そういうものが起こるかもしれないというのはありますけれども、その中で、緊急対策、雇用対策という考え方を一応念頭に置きながら、事業のそういうものもきちんと見ていって、そしてものによっては遅らせるといような基本的なスタンスを置きながら21年度の事業をやるかどうかということについて、水道局のお考えを最後にお聞きしたいのですが、いかがでしょうか。

水道局次長

水道局の設備投資といいますが、建設事業の基本的な考え方は、今、委員もおっしゃったとおり、それぞれの水道事業、下水道事業を継続的に維持するために、どういうものから優先的に投資をしなければならないか、これを計画として立てて、それを順次行い、経営の効率化を図るということで今までやってきております。今の緊急経済対策として水道局が考えましたのは、ゼロ市債ということで平成21年度の予算を前倒しで執行するというので、工事費ベースで9,600万円ほどを計上して今執行していくという考え方を持っておりますし、さらに今まで水道事業としては、配水管整備工事と改良工事を合わせて約7億5,000万円の事業費ベースで推移しておりましたけれども、こういう経済情勢であるということ踏まえまして1億円の上積みをして、先ほど課長が申し上げましたとおり8億5,000万円ほどの事業費に増額をして、予算を計上したところでございます。

下水道事業におきましても、地元業者への配慮ということを考えまして、新年度から新たにマンホールぶたの更新を国と協議して、補助事業でできるということになりましたので、この部分を継続的に地元の業者の方々に発注して、マンホールの更新を継続的にやっていこうという考え方でありますので、御理解をいただきたいと思っております。

吹田委員

それと、やはり今建設業も含めていろいろな業者の数が小樽でどんどん減っているというのが現実なのです。そういう面では、先ほども言ったように、こういうものも一つのワークシェアリングという考え方をすれば、例えばマンホールぶたの更新の場合でも、1億円の工事を半分にすると、もう少し関係の業者の方がかかわれます。だから、さまざまなそういう面についての配慮もあっていいと思います。そういうものも含めて、私が考える部分というのはあまりにも浅い考えですから、自治体の実務者の皆さん方は、そこをきちんと実際の工事的な部分は非常に厳密に行っていますから、そういうこともやりながら、やはり地域の業者の方々の育成も含めて、しっかりとしなければ、我々も何か細かな工事を頼むにも、業者がいなくなると大変困ることがあります。私のほうは基本的には今はもう雇用対策しか何かないような感じがしていますので、これからその辺のところを踏まえて、建設部と水道局のほうには、今後展開していただきたいと考えていますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

委員長

平成会の質疑を終結いたします。

市長が入室されますので、少々お待ちください。

（市長入室）

共産党の質疑に移します。

菊地委員

私道整備助成金について

私は、予算説明書の140ページにあります私道整備助成金について、何点かお尋ねしたいと思います。

この私道整備助成金ですが、平成21年度予算では60万円、10年前のおよそ10分の1に減っていますが、この予算のつくりについて、初めにお尋ねしたいと思います。

どういうふうはこの予算をつくっているのですか。

（建設）庶務課長

平成21年度の予算につきましては、60万円を計上しております。20年度の実績が57万2,200円という数字をベースに、21年度の予算を計上しました。

菊地委員

それでは、平成15年度から20年度までの実績、件数と決算額について、20年度は、今、金額についてはお聞きしましたので件数を、それぞれお尋ねします。

（建設）庶務課長

平成15年度は、申請件数が5件で決算金額が141万500円、16年度は、申請が2件で金額が257万2,500円、17年度は、申請が6件で金額が243万6,300円、18年度は、申請が3件で金額が108万1,500円、19年度は、申請が2件で金額が8万7,100円です。20年度は申請が4件で、金額は先ほど言いました57万2,200円となっております。

菊地委員

平成15年度から20年度までお尋ねしました。次に、10年度から14年度までの実績、今と同じく件数と決算額をお願いいたします。

（建設）庶務課長

平成10年度は、申請件数が10件で金額が786万5,100円、11年度は、申請が9件で金額が678万4,300円、平成12年度は、申請が7件で金額が570万900円、13年度は、申請が5件で金額が374万1,200円、14年度は、申請が8件で金額が810万7,600円です。

菊地委員

平成14年度までと15年度からでは、件数については17年度の6件というのもありますけれども、額としてはずいぶん減っているというふうに感じます。15年度からそれまでの2分の1助成が3分の1助成に減っていますけれども、そういうことも大きく影響して、こういった申請件数、それから工事額が減っているというふうには考えられませんか。

（建設）庶務課長

申請件数については、2分の1が3分の1に減ったということの影響というのは、あまりないと思いますが、決算の数字が落ちたというものは、やはり3分の1助成になったことで影響が出ていると思っております。

菊地委員

それで、平成10年度は370万円の予算に対して決算が786万円という結果が出ているのです。その次に、11年度では600万円で、予算づけとしては13年度までずっと600万円が続いています。では、実績を見ながら予算を編成しているというふうには先ほど御答弁されましたけれども、例えば15年度には助成を3分の1にしたという、施策のあり方を変えてきたわけですがけれども、そのときの実績が減っているということについて、その中身の分析をしながら次年度の予算を計上されているのかどうか。実績が減っていることに対する詳しい分析をしながら次年度の予算を計上されているのかということについて、お尋ねしたいと思います。

（建設）庶務課長

経年で金額が減っているという分析というのは、特にしてございませんが、このたびの平成21年度予算につきましては、20年度の予算額ということと19年度が極端に実績の金額が少なかったこともございまして、その辺を考慮した予算づけとしております。

菊地委員

質問の意図は、実は平成15年第2回定例会の予算特別委員会の中で、これは当時の公明党の佐藤委員の御質問に対して、当時の土木部管理課長がこういう御答弁をされているのです。2分の1から3分の1に助成を変更させていただきました。それは、どんどん私道の整備に対する要求が大きくなってくると。2分の1助成で予算を申請に対して使いきってしまうと、さらに使いたい人が、そういう言い方はしていないのですけれども、使えなくなるので、3分の1に減らして使いたい人にもっとたくさん使ってもらいたいと。件数がたくさん来てもある程度対応していきたいと考えた結果、3分の1に助成を下げさせていただきますということを御答弁されているのです。佐藤委員は、そうは言っても私道を直すというのは、それぞれみんなが持ち出ししなくてはならないことなので大変なのだ。実際に、私も相談を受けても、やはり個人負担があるのであきらめざるを得ないというような相談もあるものですから。そういうふうな意図でもって助成を2分の1から3分の1に減らしたと言いながら、結局は件

数なり、それから実際の決算額で見るとどんどん減っています。せっかくもっとたくさんの人に使っていただきたいということで下げた助成率が、市民の立場から言えば、そういう意図する成果が見えていないのではないかと。逆に言えば、意地悪く見れば、減らした意図どおりになっているのかというふうに私には見えるのです。

もう一つは、市民のほうには私道を直していく体力が残っていない。例えば、こういう言い方をされている方もいました。何十年前か、主人が生きていたときにみんなでお金を出し合って直したのですと。でも、今その御主人が亡くなられて年金生活になっていて、私道はがたがたになったけれども、再びそこを直すだけの財力が自分たちにはない。そう言って大変な道路状況を放置されている方があちらこちらにいらっしゃるのです。15年度当時にも、3分の1に減らしたけれども、実態をよく見ながら2分の1に戻すということも考えてはどうかというのが、当時の公明党の佐藤委員の御質問でした。こういう分析をきちんとしながら、さらに市民要求にしっかりこたえる施策にするためにも、2分の1助成に戻したほうが、地元の企業の人たちにも仕事としてお金が回っていくのではないかとというふうに考えているのですが、そういうことについてはいかがでしょうか。

（建設）庶務課長

実際に、申請したいという方に対し、お金がないからできないという言い方は、我々はしてございません。申請が来た中で、私道整備助成金の対象となる条件がいろいろございまして、例えば幅員が3メートル以上とか、公道に接することとか、袋小路はだめとかというふうな条件に合っていない場合は断っているのですが、そういう条件に合致している場合に、予算がある場合は予算の範囲内で助成していますし、それが、どうしても予算をオーバーした場合は、申しわけないけれども次年度でできませんかというケースもあり得ますが、ここ何年かを見ると申請自体が減っています。助成が2分の1であろうが3分の1であろうが、私道整備助成金の申請件数が減っているというのが実情でございますので、来ているものを我々は窓口で、適用外のものではできないと言っているのですが、適用の範囲内であればできるということで今まで推移してございます。平成15年当時のやはり財政状況と今の財政状況もかなり違うもので、当初予算については、現状の金額で様子を見たいと考えてございます。

菊地委員

もう一つ実績に基づいてというのは正しくないということを言っておきたいのですが、今、予算が目いっぱい使われたので次年度に回していただけませんかとお願いしたりするということをおっしゃっていましたがけれども、例えば、市民の皆さんは高齢化してきていますし、こういう坂が多いところなので、冬の積雪のときのために、手すりをつけてほしいとか、そういう要望もかなりあります。最近、稲穂の住民の方々が手すりをつけてほしいということで、ここはもう既に何人もの方が転倒して骨折をしていて、みんなで話し合って手すりをつけようではないかということになり、私道整備助成金をお願いしたところ、対象になるのでいいでしょうと。ただし、予算がないので2年間にわたって直してほしいというふうに市のほうに言われたというのです。そういう意味では、実績に基づいてというふうにおっしゃいますけれども、市民の要求を抑制しながらの実績ではないかというふうに思うのですが、その点についてはいかがでしょうか。

（建設）庶務課長

稲穂のお話は、今年度のお話でしょうか、ちょっと私も承知していなかったのですが、あくまでも緊急性として、どうしても危ないというケースであれば、実態に即して財政部と相談しながら流用という手もございしますが、なかなか今の財政状況が厳しいもので、お願いできるものはお願いしているというのが現状でございます。

菊地委員

手すりを2年間にわたって設置すると言うから、坂の上からつけていくのか下からつけていくのか、その辺はわかりませんが、とにかく転倒して何人も骨折しているという事実がありながら、2年間に分けてというのも、ちょっと市民の安全から見たら、本当に要望をきちんととらえながらたくさんの方に使ってほしいから3分の1助成にしていくのだという意図は全く生かされていないというふうにも思いますし、私道整備助成金については、申

請が上がってこないとおっしゃいますけれども、あちらこちらでたくさんあるのです。直したいけれども、今の市民の財力ではなかなか大変だということがあるものですから、もう少しそういった実態を掘り起こしながら、予算の組立てについても、ぜひ積極的な取組をしていただきたいということを申し述べて、私の質問としたいと思います。

建設部長

今、委員のお話を聞いておりましたが、先ほど庶務課長から答弁したのは、あくまでも前年度実績をベースに翌年度の予算を組むというのは原則でございます、といいますと、平成19年度というのは2件で8万7,000円というような、このように少ないこともあった中でやっております。ただ、今、委員がおっしゃったように、実態としてこういった要望があるのかは、ちょっと我々も探ってみる必要があるように感じています。ただ、トータルとして市の財政状況もこういう状況ですので、そういったことも勘案しながら、少し時間をいただければというふうに思います。

北野委員

骨太の方針2006の地方財政削減について

最初に、骨太の方針2006で地方財政削減の三つの柱をうたっているが、これは何々で、その中の一つである投資的経費の削減、小樽市では建設事業費のこの間の推移について、2点について説明してください。

（財政）財政課長

骨太の方針の地方財政の三つの関係でございますが、給与費の削減、それから行政経費の削減、それから投資的経費の削減でございます。

それから、普通建設事業費の推移でございますが、一般会計では平成5年度が121億3,200万円、これをピークに減少しております、三位一体改革が始まる前の15年度では27億1,300万円、21年度は予算ベースでございますが、13億1,900万円となっております。

北野委員

それで、基準財政需要額の算定方法の変更で、普通建設事業費の削減を余儀なくされたのではないかと思うのですが、そうであれば、年度との比較で説明してください。

（財政）財政課長

平成18年度まで、普通交付税の基準財政需要額の中に投資的経費という算定項目がございました。これで15年度と18年度を比較いたしますと、約38パーセントの減少となっております。

北野委員

そうしたら、小樽市の場合はどうなりますか。今の年度で比較してください。

（財政）財政課長

小樽市の場合は38パーセントというふうになっております。

北野委員

基準財政需要額の減少で、先ほど答えたのは平成15年度は27億1,300万円ですね。それで、18年度決算では14億7,400万円。これでいけば38パーセントどころでないのではないですか。

（財政）財政課長

先ほど申した38パーセントの減というのは、普通交付税の算定上の基準財政需要額で、今、委員がおっしゃったのは、小樽市の一般会計の普通建設事業費であり、その減少率については45パーセント余りというふうになっております。

北野委員

小樽市の場合、なぜ基準財政需要額の減少をはるかに下回る減少になったのか、その理由を説明してください。

（財政）財政課長

建設事業費の減少についてでございますが、多くの場合、建設事業費は起債の発行ということが伴います。したがって、過去の建設事業費の公債費の状況が大きな財政負担になったということと、また近年の厳しい財政状況を踏まえまして、建設事業を厳選したということでございます。

北野委員

そうすると、政府は投資的経費は年に 3 パーセントずつ削減せよという指導ですね。それで、小樽市の建設事業費への影響について、平成 18 年度以降、いわゆる財政健全化計画の一般会計の収支計画にかかわって普通建設事業費の金額が載っていますけれども、その対比でどういうふうになるか説明してください。

（財政）財政課長

財政健全化計画は平成 18 年度からスタートしておりますが、18 年度と 19 年度の対比では 23.1 パーセントの減、19 年度と 20 年度の対比では 1.8 パーセントの増、それから 20 年度と 21 年度の対比では 9.5 パーセントの増となっております。

北野委員

その財政健全化計画の平成 21 年度以降 24 年度まで比較してください。

（財政）財政課長

今後の財政健全化計画上の事業費でございますが、平成 21 年度と 22 年度の比較では 27.4 パーセントの減少、それから 22 年度と 23 年度の比較では 8.5 パーセントの減少、23 年度と 24 年度の比較では 3.9 パーセントの減少、財政健全化計画最初の年度の 18 年度と最後の年の 24 年度との比較では 45.3 パーセントの減少となっております。

北野委員

市長に尋ねますけれども、今説明があったことを前提にして、先日も話しましたら市長も同意見だというのが、地方交付税を削減する前の平成 15 年度の水準に還元せよと、これは市長がおっしゃっていたことです。要望としてですが、これが実現したと。この投資的経費について毎年 3 パーセントずつ削減というのが、景気回復の足かせになっているし、地元企業育成という観点からも、大変大きな課題になっているというふうに思うのですが、地方六団体が投資的経費についての削減をやめさせるように政府に求めるという方向にいかなければ、小樽市の財政立て直しやあるいは景気回復に役立たないのではないかと思うのですが、市長の見解を伺いたいと思います。

市長

建設事業の関係ですけれども、これは小樽市の場合で言いますと、国の事業、直轄事業、補助事業があります。それから道の事業、そして小樽市の単独事業といういろいろあるわけですが、今、地方全体が単独事業はこの財政状況でなかなか進められない。それから国の直轄事業は負担金がかかりますから、この負担ができないという大きな問題があったのです。この直轄事業負担金は何とかならないかというのが、今、地方がみんな声を合わせて国に要求しているところです。特に最近出ているのが、新幹線の問題です。ですから、この直轄事業負担金を何とか少なく済むようにと。うちの場合で言いますと、今、北防波堤改良事業をやっていますけれども、これも国の直轄事業でやっています。負担金は 15 パーセントです。たまたま北防波堤改良事業が新聞に出て始まりますと言ったら、市民の方から、「市長、よかったね」という話があったのですけれども、「いや、実は 15 パーセントの市の負担があるのです」と言ったら、「そうですか」ということで、直轄事業といっても負担金がありますから、だから手放して喜ばないという状況があります。

したがって、今、全国市長会としては、この投資的経費の 3 パーセント削減についてはコメントしていませんけれども、やはり今負担金の問題を何とか縮減するといいますが、ゼロとはいかないかと思っておりますけれども、これを

縮減してもらおうということでも事業量を確保するというか、たぶんそういう流れではないのかと思っていますので、それはそれでまたやっていきたいと思います。

今、新たな景気対策ということで、国も取り組んではいるようですけれども、内々の話では、何とかこの直轄の負担金を、地方に負担をかけないような方向で考えたいという報道もありますから、我々としてはそういう方向を期待しているということです。

北野委員

財政部に尋ねますけれども、先ほど言った 3 パーセントの減ですけれども、これは地方交付税法で言う基準財政需要額の算定方法を変えるか、単位費用を変えるかということだと思っただけけれども、どこをどういうふうに変えて 3 パーセントの減が、小樽市では合わせて 38 パーセントの減になっているかということを説明いただけますか。

（財政）財政課長

過去の基準財政需要額の中身でございますので、詳細についてはちょっと把握してございませんが、地方財政計画の中で 3 パーセント減というのが、こういう骨太の方針等を受けまして出てきております。それに伴いまして、投資的経費ですから、今度は歳入のほうでどれだけ見積りが出てくるかというふうな形がありますけれども、確実に幾らとかそういう額は言えませんが、この投資的経費の 3 パーセントの減が、普通交付税の基準財政需要額の中に影響してくるということは事実だというふうに考えております。

北野委員

いえ、私は、具体的にどこをどういうふうに変えて基準財政需要額で算定の単位が減らされて、そして結局地方交付税の減になっているのかということを知りたいのです。

（財政）財政課長

後ほど研究しまして、委員にお知らせしたいと思います。

北野委員

市営住宅入居基準の緩和について

それでは次に、雇用対策にかかわって建設所管に関連するところをお尋ねします。

最初に、最近問題になっている失業者、離職者の市営住宅入居基準の緩和が、国の通達も出ていますけれども、その内容に即して説明してください。

（建設）建築住宅課長

離職者の居住安定確保に向けた公営住宅の活用についてでございますけれども、平成 20 年 12 月 18 日に国土交通省から通知を受けてございます。解雇等により仕事のみならず住居も失うことになる者に対する住宅セーフティネットの確保は、重要な課題と認識していることから、入居の取扱いに対し、当分の間特段の配慮が必要ということになってございます。公営住宅の本来の入居対象者の入居を阻害せず、適正かつ合理的な管理に支障のない範囲で離職退去者へ一定期間における一時的な居住の場を確保するために公営住宅を目的外使用することができるというのが大まかな内容になってございます。

北野委員

それで、この場合、自己都合退職者は対象外ですね。

（建設）建築住宅課長

対象者なのですけれども、一応通知の中では、目的外使用によりまして、入居を認められる離職退去者は、雇用先からの解雇等に伴いまして、現に居住している住居から退去を余儀なくされる方となっておりまして、客観的に証明される者であることとなっております。通知の中に具体例が出ておりまして、社員寮や社宅など雇用先が賃貸していた住居から退去を余儀なくされるとか、客観的な判断としては、解雇通知、寮・社宅からの退去通知等で確認することとなっているものですから、現段階ではそういった書面を確認する中で対応していくというふうな考え

てございます。

北野委員

だから、今の建築住宅課長の答弁に照らせば、自分の都合でやめた人は対象外ということになるのです。ところが、今、日本全体で大きな社会問題になっているのが、会社が解雇する場合に本人に頼んで、本人の弱みもあるだろうけれども、自己都合退職にして、いわゆる30日分の賃金に相当する解雇予告手当を払わないで解雇する、自分の都合でやめたというふうにさせて会社が得をするという悪質なケースが続出しているのです。そして、社宅とか寮を追い出されるのです。だから、今の通知からすると、そういう方も市営住宅入居の対象から外されます。こういうことが現に起こっているのです。だから、もしもそういうケースが小樽で起こったと、あるいはそういう方が小樽に戻ってきた場合に、窓口でこれは却下ということになるわけですから、これは労働者にとっては30日分の賃金相当額をもらえないことに加えて、雇用保険のいわゆる待機期間で受給まですぐ待たされるのです。こういう不利なことが二つもあるのです。そういうことを考えた場合に、経済的にもあるいは住宅の需要からいっても、こういう自己都合退職として取り扱われた人の実態が、事実上会社側の都合による解雇であれば認めるということでなければ、国の通知の趣旨に合わないのではないかとと思うのですが、いかがですか。

（建設）建築住宅課長

現在のところは、まだ具体的にそういう離職退去者で市営住宅に入居された方がいないものですから、準備の段階なのですけれども、今、御質問のあったような状況の方も、今後は出る可能性はあると思うのです。そういった場合は、あくまでも具体的に個別の状況がいろいろあるかと思えますけれども、基本的には行政ですので柔軟に対応していかなければならないと考えていますけれども、やはり市営住宅を目的外で提供するわけですから、公平性を保つために、何らかの形でそういった事実を確認するとか、書面の確認を前提とする中では対応していきたいと現在のところでは考えてございます。

北野委員

柔軟に対応するという点ではいいのだけれども、行政の側が確認するのに、首にした会社に問い合わせたって、本人の都合でやめましたという回答があるのが当たり前でしょう。そうしたら、だめですということになるのですか。

（建設）建築住宅課長

実際に市営住宅を使用するに当たって、市としてその方のそういう実態をやはり確認できるというのが前提です。市営住宅には市民の方でも多数入居希望の方がいらっしゃって、中心部などは非常に倍率が高いこともございますので、やはりただ口頭だけでその方と話して入居、目的外使用ということにはならないと、いろいろな手段を尽くして対応はしてまいりたいとは考えてございます。

北野委員

ぜひ柔軟に対応していただきたい。

草刈清掃業務について

次、追加提案された議案第48号にかかわって質問しますが、建設常任委員会所管にかかわる事業のみでいいのですが、この事業を市内業者に請け負わせると、委託するというふうに考えていますが、いわゆる登録業者のどのランクの業者に応札させるのですか。

（建設）建設事業課長

現在計上しております市内一円草刈等清掃業務ですが、これは予算が1,871万4,000円ございます。この事業は、市内を二つに分けて発注するという計画で、一つの事業費が大体930万円ぐらいになります。通常、この業務を900万円で発注する場合の業者としましては、工事で発注する額として1,000万円から300万円というのがCランクに相当します。ですから、この業務については土木Cランクで発注をいたします。

北野委員

まちづくりの基本姿勢について

次に、本会議でのまちづくりにかかわる市長への質問に対する答弁で、地方交付税を財源にして雇用対策の事業を補正し計上する場合、これは6月から7月ごろ、具体的にはわかるのですか。

（財政）財政課長

毎年、普通交付税の本算定が7月ごろ行われていまして、その時点で概要がわかるということになってございます。

北野委員

こんなことはないと思うのだけれども、普通交付税だと、いわゆる小樽市への配分が2億7,500万円ですが、普通交付税1兆円の上積みのうち半分の5,000億円を雇用に使ってほしいということに関して、その場合、既に交付税で渡しているのだからそんなものは見ないというようなばかなことはないでしょうね。

（財政）財政課長

この雇用の5,000億円に関しましては、昨年の暮れから大々的に発表されたということもありますし、あと、各地方自治体で見積りが難しいものですから、およそ普通交付税で算定されている基準財政需要額につきまして、総務省のほうから示されたという経緯がございます。そういう経緯から見ましても、それをやめたということにはなかなかなりにくいものと考えております。

北野委員

そうであれば、皆さん持っていると思うのだけれども、一番新しい平成20年度の「地方交付税のあらまし」のどこにそれが載ってくるのですか。説明はあるのですか。

（財政）財政課長

その措置は、平成21年度、22年度の措置でございまして、20年度の「地方交付税のあらまし」には載ってございません。

（「いや、これは、私は平成20年度までしか持っていないから、あなた方はもっと新しい、21年度のものも持っていると思うから」と呼ぶ者あり）

いえ、出ていません。

（「出てないの。そうしたら、出ていないからわからない」と呼ぶ者あり）

はい。

（「このあたりではないかという推定もできない」と呼ぶ者あり）

北野委員

まちづくりの基本姿勢について、市長の見解をただしたのですが、これについて本会議では、私の印象では木で鼻をくくったような答弁なのです。私が力を入れて質問したのに、あまりにも人をばかにしているのではないかともう頭にきてしまって、メモしていたのだけれども、再質問するのを落としてしまったので、改めて聞きます。

まず、市長の答弁の中で、新しい都市機能を加えるというのは、これは天神の新駅建設のことを意味すると思うのです。そうすれば、新しい都市機能を加え、にぎわいがあふれる市街地の再生を進めるというのだけれども、何で天神に新幹線の駅舎ができたなら市街地の再生になるのか、具体的に説明してください。

（建設）まちづくり推進課長

代表質問で市長からの答弁の中で、新しい都市機能を加えるということがあったところでございますけれども、この新しい都市機能というのは、天神の新小樽駅のことを指しているわけではございません。

北野委員

だから、あなた方は不誠実な答弁だと言っているのです。木で鼻をくくったよりもっと悪い答弁でしょう。私は、

天神に新幹線の駅ができるのが、まちづくりの方向に反しているのではないかと。何でもまちづくりの方向と合っているのだと、おかしいのではないかと聞いたのです。そうしたら、新しい機能を加えというのは何を意味するのですか。

（建設）まちづくり推進室長

本会議で市長から答弁させていただきました新しい都市機能の部分でございますけれども、これは特に天神ということではなくて、今までのまちづくりとして、例えば今の駅前再開発とかあるいは築港地区、そういったところの開発の中で、必要な新しい都市機能を加えてきたということで、それが今までのまちづくりの基本的なスタンスであるということをお願いしたということでございます。

当然ながら、今の天神の部分についても、必要な機能を加えていくということでは、そういった部分は当然想定されるというふうに思っております。

北野委員

だから、聞いていることに答えてください。そうであれば、天神に予定されている新小樽駅も新しい機能の中に入るのだったら、それが何でも市街地の再生につながるのか説明してください。それが本題なのですから。

（建設）まちづくり推進室長

市街地の再生、市街地の範囲という問題にちょっとかかわってくるのかというふうに思っております。我々は市街地といった場合には、別にいわゆる中心市街地に限ったわけではなくて、既存市街地も含めての市街地という観点でございます。そういった部分では、当然ながら天神地区は既成の市街地でありますので、そこで新しい機能を加えるということについては、市街地の再生ということで、まさにそのとおりの問題だというふうに思っております。

北野委員

私が稲穂 1 丁目再開発と関連して聞いているのです。だから、私が言っている市街地というのは中心市街地の意味です。そうしたら、あなた方はそういうことを全然無視して、私の質問を何も見ないで答弁を書いているのですか。私はそういう疑問があるから、具体的に聞いていっているのです。私もここに自分の質問を全文持ってきているから。答弁は何を見て書いたのですか。

（建設）まちづくり推進室長

委員の御質問の趣旨というのを我々が考えますと、どういった形で今まで市街地のまちづくりをしてきたかということございまして、当然ながら中心市街地の部分も入るといっては我々は認識しております。ただ、中心市街地だけがいわゆる市街地ではないという認識を示した中で答弁したというふうに考えております。

北野委員

私は中心市街地と市街地とを一緒にしているわけではないのです。私の質問全文は、総務課を通じて皆さんのところへ行っているでしょう。私が市街地というのは中心市街地のことをいっているの是一目りょう然ではないのですか。全然、木で鼻をくくったところか、人の話も聞かないで、推定でぱっぱと答弁を書いて市長に答えさせたのですか。

（建設）まちづくり推進室長

当然ながら、委員の質問については十分に考慮しながら書いたつもりでございます。そういった中で、繰り返しになりますけれども、市街地の基本的な考え方を示せということでございますので、我々は市街地の範囲というのは既存の市街地も含めて全体を考えています。そういった中で、今まで中心部はどういう考え方をしてきたのか、あるいはそれも含めて、市街地全体をどういう考え方で進めているのかということをお願いしたというふうに考えております。

北野委員

それは、私の聞いていることを全然参酌しないで、勝手にあなた方の言ってみれば宣伝のために答弁をやったということしか考えられないのです。私はその前提として、まちづくり三法をはじめ国が郊外にどんどんいわゆる都市施設をつくることについて反省した立場から、まちづくり三法その他も出てきているわけでしょう。既存商店街あるいは中心街に人を呼び戻すという方向に天神の新駅建設は反するのではないかと聞いているのです。それははっきりしているでしょう。なぜそうやって拡大解釈して答弁したのですか。

（建設）まちづくり推進室長

まちづくり三法の基本的な考え方というのは、委員がおっしゃるように中心部の、いわゆる中心商店街の機能の充実あるいはにぎわいづくりというのが一つあります。もう一つというか、また別の側面から言うと、既存市街地の都市機能の適正な立地という観点も、これは非常に大きな観点としてあるわけです。そういった中では、単に中心市街地のみにその機能を集積させるというのがまちづくり三法の趣旨ではなくて、既存の市街地も含めた中の都市機能の適正な立地がまちづくり三法も含めた基本的な考え方だろうというふうに、基本的な認識を持っているわけですから、当然ながら天神地区においてのいろいろな機能充実というの、そのコンパクトシティーという中の考え方には当然合致するというふうに考えております。

北野委員

それならそれで、きちんと区別して答弁すればいいのです。私の質問はこうだけれども、しかし基本はこうだと、区別してやればよかったでしょう。ごっちゃにして答弁しているから何かおかしいと思っていたら、そういう話なのです。

それでは、別な角度から聞きますけれども、新幹線新小樽駅建設に関して、周辺整備も含めて、最小限幾らの財政負担になるのかというのが関心の的なのです、この財政難の中だから。けれども、今、新駅はまだ具体的にないのに、試算せよと言ってもできないだろうと思うから、直近の新駅を建設したところを例に挙げて、新幹線新駅建設の事業費が幾らで地元負担が幾らだったかということ、どこでもいいから例にして答えてください。

（建設）都市計画課長

新幹線新駅建設に関して、周辺整備も含めた最小限の財政負担についてでございますけれども、今も委員からお話がありましたけれども、小樽市に建設される新駅舎や鉄道施設などにつきましては、本年度実施されている駅部調査などを基にして今後検討されていくこととなります。こういった意味で、現時点では建設費の当市の負担分を試算できる状況にはございません。また、駅前広場など駅周辺の整備につきましては、平成18年度に駅周辺整備構想という形で示しましたが、各施設の事業主体がどこになるかということも含めて、関係機関などと協議しながら具体的な整備内容を整理しなければならないということから、これにつきましても、建設費を試算する段階には至っていないというふうに、新幹線を担当する新幹線・高速道路推進室から聞いているところでございます。

こうした中で、今お話のありました他都市の新駅における事例、地元市の負担の状況については、そうした検討とあわせて行っていく必要があるものというふうに考えております。

（「答えになっていない。後段のほうをきちんと答えてください。事前にこのことは言っているのだからね。質問は何をするかと聞きに来たから言っているでしょう」と呼ぶ者あり）

（建設）都市計画課長

他都市の事例につきましては、新幹線を担当しております新幹線・高速道路推進室と改めて連携して、必要な調査等を行っていきたいというふうに考えております。

（「答弁ではない。何のために質問を聞きに来たのだ。天神につくられる新小樽駅は、都市計画課長が言うように試算は無理だろうと私も思うから、それはいいですということを初めから言っているのですよ。だから、最近、新幹線の駅ができたまちで、駅名を出して事業費が幾らで地元負

担が幾らだったかを調べてくださいと。そうやって、そこまで具体的に言っているのですよ」と呼ぶ者あり)

(建設)都市計画課長

新幹線・高速道路推進室と改めて確認をいたしまして、追って報告させていただきたいと考えております。

(「何を言っているの。質問するからと言っているのだから、そんなもの新幹線・高速道路推進室に責任を預けたってだめです。インターネットその他で調べればわかる話でしょう。何でそんな簡単なことを事前に聞きに来て、答えまで教えてやっているのに答弁しないの。まじめでないでしょう。答えてください」と呼ぶ者あり)

(建設)まちづくり推進室長

今、都市計画課長から申し上げましたけれども、具体的な部分については、ちょっと押さえきれていないという部分があって、委員のほうからは事前にいただきましたけれども、十分に調査できる時間等々がなかったという面もございまして、現状の中ではまだ把握しておりません。そういった中で、後ほど必要な部分については、十分に調査をしながらお伝えをしたいというふうに思います。

(「うそをつくのではない。新幹線担当の新幹線・高速道路推進室へ行って聞いただけでしょう。インターネットその他で調べたり、あなた方の持つてる資料で努力したという形跡なんか何も無いよ。だから答えてください。適当なことを言ったってだめだというの。だから言ったのでしょう、事前に」と呼ぶ者あり)

(建設)都市計画課長

今、御指摘のありましたとおり、インターネットを活用して、最大限そういった調査等を行っていききたいというふうに考えております。

(「だから、今まで質問要旨を伝えてから 1 時間余りあるのだから。その前にあなた方が来たときに口頭で言っているのだよ。それでもこういう答弁しか出ないと。不誠実きわまりないですよ。そういうことを平然と言って、これから努力しますという程度だったら納得しないから、もう今後あなた方が、建設常任委員会所管の理事者が質問を聞きに来ても教えないから。それだけ言っておくからね」と呼ぶ者あり)

委員長

よろしいですか。

(「いいです。そういう態度をとるのなら」と呼ぶ者あり)

委員長

共産党の質疑を終結いたします。

市長が退席されますので、少々お待ちください。

(市長退席)

自民党の質疑に移します。

佐藤委員

道営若竹団地について

昨年の予算特別委員会で前田委員長のほうから質問させていただいて、ちょうど 1 年がたつ道営若竹団地について質問させていただきます。

まず、平成 21 年度予算の中で、若竹団地に関しまして予算計上されているかどうかということですが、これについてはいかがでしょうか。

（建設）建築住宅課長

平成21年度予算の中では、若竹団地に関する予算は計上してございません。

佐藤委員

そもそもこの若竹団地が、道から市へ移管されるという計画でしたけれども、その概要となぜ中止になったかということにつきまして、簡単に結構ですでお答えいただきたいと思います。

（建設）建築住宅課長

今の遅れている状況ということでございますけれども、当初の予定では平成20年度に事業主体変更を行いまして、21年度、22年度の2か年をかけて耐震改修工事等を予定していたところでございますけれども、北海道のほうと工事に当たりまして工事費の支援等の関係の調整ですとか、あと耐震補強工事の内容等について、協議調整がついておらず、現在まだ事業主体変更の段階に至っていないという状況でございます。

佐藤委員

この1年間の北海道との協議の過程というかプロセスというか、どういうことが話されて、どういうことが協議され、どの程度何が進んだのかということに関してはいかがでしょうか。

（建設）建築住宅課長

昨年の予算特別委員会のときにも御質問をいただいたのですが、北海道のほうと小樽市で協議をしてございますけれども、既存の建物の中にアスベストを含有している塗装材があるということで、そういった費用は北海道のほうから工事費といえますか支援を受けるということ等があったのですが、3棟ございまして計画的に、耐震改修工事のほうは中央にございます2号棟というほうから順次やる予定でございまして、事業主体変更で市のほうに移管した後、道のほうでそういった支援の仕方ができるかどうかというあたりを調整しております。あと、工事の内容なのですが、補強するに当たりましては、1階に店舗や事務所が営業してございまして、営業を続けるに当たりましては、1階部分にも補強工事同様のものを、どういった工事の内容がスムーズにいくかという技術的な部分も含めて、現在の協議に至っている状況でございます。

佐藤委員

現在の入居状況等につきましてお知らせいただきたいと思います。

（建設）建築住宅課長

若竹団地のほうに入居されている方は、現在3号棟の2階と一部3階に集約されてございますけれども、現在22世帯ということで北海道のほうから聞いてございます。それとあと、1階のほうには当初工事を予定していました2号棟には7区分所有者が現在いる状況でございます。

佐藤委員

入居者などへのこの1年間の経過報告などについては、どうなっていますか。

（建設）建築住宅課長

現在は、北海道が管理しているものですから、小樽市として直接説明をする場面にはなってございませんけれども、事業主体変更が延びているという旨を住宅の入居者の方と区分所有者の方に、3月の中旬ですから、来週に発送になると思いますけれども、お知らせをする予定で北海道のほうと打合せをしているところでございます。

佐藤委員

これからということですが、お便りだけではなかなか理解できない方も、中にはいらっしゃるでしょうか、その辺に関しましては、小樽市のほうでもぜひフォローをしていただけないかと思いますが、その辺に関してはいかがでしょうか。

（建設）建築住宅課長

私どもも北海道と、どういうお知らせをするかというときに、説明会等ということも、当然打合せの席では出て

いたのですけれども、ただ実際にスケジュール等が、現段階では、まだ見えていないものですから、もう少しかかるかと思しますので、やはり取り急ぎそれぞれの方に知らせるということで打ち合わせしたのですけれども、確かにいろいろ不安を抱えている方もいらっしゃると思いますので、再度北海道のほうとは打合せをして、このままでいくか何か面談する形をとるかは検討してみたいというふうに思います。

佐藤委員

それで、現在の若竹団地の構造上ですとか設備上等の問題点というものは、どのように把握されていますか。

（建設）建築住宅課長

構造上の問題点。

（「例えば、水道管とかガス管とか、そういうものも含めてです」と呼ぶ者あり）

2階から7階までが公営住宅になっていまして、1階の部分が区分所有で店舗等が入っております。当然、設備の給排水管等は縦に入っているものですから、公営住宅の部分の配管等は1階の区分所有者の中も通っているような形になってございます。

佐藤委員

今、事故などは起きていないのかという声がありましたけれども、そういう問題に対して、どう処理、対応していくのかということに関してはいかがでしょうか。

（建設）建築住宅課長

耐震化の改修工事に合わせて、事業主体変更後に、公営住宅の部分をリニューアルする予定でいたのですけれども、そういった排水管や給水管は、1階の区分所有者のところを通らずに、外側を通して工事をする内容では予定しているところでございます。

佐藤委員

予定より大がかりな工事になりそうだと、今お話を聞いていてもそう思いますけれども、計画ができ上がってからでないとなかなか詳しいところも詰められないというようなことだとは思いますが。

また、区分所有者の費用負担について、1年前には、安全な建物にしていくという観点で、区分所有者の方とも協議を進めながら理解を求めていきたいと、計画が中止になったという前提でのこの御答弁だったと思いますけれども、この区分所有者の費用負担について、現在は何のような協議がなされているのでしょうか。

（建設）建築住宅課長

昨年の予算特別委員会でも答弁したのですけれども、区分所有者ですので、基本的には皆さんで、その自分の部分を負担するというものでは考えてございますけれども、費用的にやはり大変だという方もいらっしゃいます。そういった場合は、いろいろな形で聞く中で例えば融資制度を設けるとか、そういったものを含めては考えていきたいと思っておりますけれども、区分所有者のところに具体的に示す状況ではないものですから、そういうことで考えております。

佐藤委員

先ほどの、入居者へのお知らせがこれからということとあわせて、この区分所有者の費用負担に関しても、当然市として北海道から移管していただくという前提で進めていらっしゃる協議でしょうから、制度的なものに関しては、決定しないまでもいろいろなことを考えて、いろいろな提案ができると思いますので、そのことに関しては、区分所有者の不安を取り除くということも含めて、これから説明をしていっていただきたいと思っております。

そして今後、小樽市としてこの若竹団地をどうしたいのか、それに向けて何をしていくのかということも、過去の計画を踏まえて御答弁をいただきたいと思っております。

（建設）建築住宅課長

区分所有者の方には不安を取り除くための費用負担等の話として、平成19年に説明会を開催したときにも、区分

所有の建物については、そうした皆さんで対応していきましょうという説明をしたところでございます。その際には、いろいろ御意見をいただきましたが、そういうことで対応している状況であります。

また、過去の経緯と計画ということでございますけれども、道営住宅が築港地区に新しく築港団地を計画するというのにあわせて、小樽市と協議して、若竹団地を事業主体変更に対応して、耐震改修等を行う中で、さらに支援していくということで、年次計画等を立て進めているところでございます。

佐藤委員

この計画自体が、3年間で改修を進めていくという当初の計画でしたけれども、これが平成21年度の途中で、道のほうから小樽市のほうへ移管できますというような協議が決まった時点で、21年度中に補正を組んでも事業は進めると、そのような考えはありますか。

（建設）建築住宅課長

当然、そういった状況があれば、補正予算等、また地域住宅交付金事業を申請するため、北海道と協議する中で、年度末ですと申請の時期に間に合わず、平成22年度事業ということになりますので、そういったことは当然、その段階で判断しながら対応していかなければならないと考えております。

佐藤委員

当然、中に入居されている方も1階で営業されている方も、いつになるのかということで不安に思われているというのも事実ですけれども、周りに住んでいらっしゃる方も、ここでは耐震工事が必要な住宅だというお話を聞いて、もし大きな地震があったら我々はどうなるのだろうという不安を口にされている方もいらっしゃいますので、どうか地域住民の方も含めて、不安を取り除くという点に関しまして、きめ細かい対応、説明等を含めて今後はしていただきたいと思っておりますけれども、この御答弁をいただいて終わりたいと思っております。

建設部長

る課長のほうから答弁をいたしました。北海道から小樽市に移管する諸条件というのが多くございまして、それがどの時期かというのが明言できない状態にあります。当然、近隣住民が不安を感じているというようなお話と伺っておりますので、管理者であります後志支庁を通して、道との協議は当然必要だろうと思っております。また、具体的に先ほど言ったような整理だとか時期という中で、逆に、今、早々に説明会をすることによって、不安も起きる可能性もありますので、その辺は少し慎重に考えたいと思っております。いずれにしても、道とのかかわりでございますので、整備することは、我々は公共賃貸住宅ストック総合活用計画の中で再利用についてうたっており、それについてもほかとかかわりますので、慎重に進めさせていただき、地域に入るといことはちょっと検討させてほしいというふうに思います。

鈴木委員

まちづくり寄附条例について

私のほうから、まちづくり寄附条例につきまして、お聞きしたいと思っております。今日、質問するのを楽しみにしてましたら、朝、新聞に出ていまして、結構詳しく出ているので、お読みの方もいると思っておりますので、繰り返しになるとは思いますが、その点から参ります。

まず、まちづくり寄附条例に基づく寄附の状況につきまして、現状を教えてくださいたいと思っております。

（建設）まちづくり推進課長

寄附の状況でございますけれども、昨日現在でございますけれども、人数といたしましては合計で188名の方から御寄附の申込みがございました。内訳といたしましては、市内の方が24名、道内で市外の方が35名、道外の方が129名。道外の方が約70パーセントを占めているという状況になってございます。

また、額についてでございますけれども、旧国鉄手宮線の保全及び活用事業に376万円、市立小樽文学館、美術館

の整備事業に510万円、小樽市総合博物館の展示車両等の保全事業に401万円、小樽の歴史と自然を生かしたまちづくり景観条例に基づく歴史的建造物の保全事業に690万円、最後ですけれども、その他市長が必要と認める事業ということで1,375万円。合計3,353万円ほどの寄附の申込みがございます。

鈴木委員

今のお話ですけれども、道外の個人の方が2,100万円と断トツで、人数も129名ということで多いわけですが、この道外のこういう方にこういうふうにしていただける理由というのは何かあるのでしょうか。

（建設）まちづくり推進課長

道外の方が70パーセントということでございますけれども、これにつきましては、市のホームページにももちろん「小樽ファンが支えるふるさとまちづくり」というバナーを張って寄附条例をPRしていることはもちろんでございますけれども、例えば関西小樽会や東京小樽会、さらには地元大学の東京にある同窓会の方などにもチラシを送付しているということもございまして、また、市長が自身で各種会合に出席の際にはいろいろPRしているというようなこともありまして、さまざまな機会をとらえて各方面に対してPRを行った結果が、道外の方が今のところ非常に多いという結果につながっている状況です。

鈴木委員

そういうような例がございまして、昨年4月にできて1年ほどということでございます。そういうことからいきますと、この3,350万円という数字は、かなりほかの自治体に比べまして小樽市は人気があるというか、篤志家といった方が多いかというふうに思うのですが、それについてはどうお考えですか。

（建設）まちづくり推進課長

各都市のホームページ等を確認するなどしているのですけれども、額を公表しているところもありますし、一方ではまた公表していないところもあるものですから、何番とかという話はちょっとできないのですけれども、ただ、いろいろなところのホームページを見るなどして把握している限りでは本当にトップクラスというふうに感じております。

鈴木委員

そういう意味では、滑り出しというか、本当に成功されているというふうに思っています。これはやはり重要な財源といいますか、本当にサポートしていただく方の善意ということなので、それをかみしめながら使っていただきたいというのがまず一つです。

それから、私も立場上よく寄附を集めてくださいとか、何かやるのでお願いしますというお話がたくさんあるわけです。そのときに、大体何をやるから幾らぐらい、例えばこういう事業をやるので400万円かかりますと、それでみんなで集めるというお話になるのです。そういうのが普通かと思います。今、例えば総合博物館展示鉄道車両保全事業、これには401万5,000円が集まっているのですね。そういう解釈からいきますと、これはどのぐらいというのか、例えばこのぐらい集まればこの事業としては満度である、寄附としてこれだけ集まればこの事業はオーケーだと、次の事業に移ろうとかというふうなお考えになるその額といいますか、バロメーターといいますか、そういう基準はどうなっていますか。

（建設）まちづくり推進課長

今、鈴木委員から御質問があったとおり、目標額とか時期がはっきりすると非常に集めやすいというのも、そういうふうにしてございますけれども、今回、対象事業としましては、具体的に手をかけて対外的にアピールできるという事業を、対象として明示して寄附を募っているところがございますけれども、例えば歴建の保全事業ですと、これはもうずっと継続してといいますか、際限がないといいますか、そういう事業でございますし、また、旧国鉄手宮線の保全活用事業というのも、現在、その活用方策について検討をしている最中でございますので、なかなか現時点ではその事業費が明確にならない、算定が難しいということもあって、額については、今、目標は設定

をしていないということでございます。

鈴木委員

ここには出ていませんけれども、今度は能楽堂の件も一つ対象に追加されるということで、この前、野村万作さんが小樽にいらっしやいまして、いろいろと主催の中心になっていたのですが、すごく喜ばれていまして、やはり小樽は、そういう文化的なものをやってくれるのだということで、大変感銘を受けておられました。ただ、今のお話の延長でいきますと、幾らかかるかわからないということは、この項目は 1 回掲げたらもう二度と消せないというお考えなのか。例えば、事業費がすごくかかるわけですね。どのぐらいかかるかもわからない。例えば 3,000 万円とか 4,000 万円とか、それでも足りないかもしれないし、幾らでもあるにこしたことはないということになりますと、今ある項目に今回のように一つずつ追加はしていくけれども、基本的にこの項目は永久的に残るというお考えでよろしいですか。

（建設）まちづくり推進課長

今、委員がおっしゃったとおり、今のままでいけば現在の具体的な対象事業としては四つございますので、それを落とすということにはなかなかならないというふうに思っております。それとまた、今年度からは、能楽堂の保全事業も追加したということで、条例の趣旨というのが、個性豊かなふるさとづくりに資するというところでございますので、そういう事業がまた新たにあれば、今回の能楽堂のように追加することも、もちろん状況を踏まえての話でございますけれども、あり得るのかというふうには思っております。

鈴木委員

繰り返しになりますけれども、ということは、増える一方ということと考えてよろしいのかということが一つです。

それから、ある程度、これに関しましては何か協議されて、最終的にはまずここが打ち止めというのは、例えば 5 年後か 10 年後かということは別にしまして、そういうことは想定されているのかということをお聞かせください。

（建設）まちづくり推進課長

減らすということにつきましては、あまりいろいろなものが増えてくれば、状況を見て減らすということも視野に入れて取り組んでまいりたいと思っております。

鈴木委員

先ほど、最初に言いましたけれども、とてもいい試みといいますが、それも効果がある試みということなので、これは頑張ってやっていっていただきたいし、我々も応援したいというふうに思っています。

それでは、この平成 20 年度の取組といいますが、それから、新聞に特典等が載ってございましたけれども、それにつきまして詳しく教えていただきたいと思えます。

（建設）まちづくり推進課長

特典ということで今日の新聞に載ってございましたけれども、特典というよりは、小樽に来ていただくというきっかけですとか、また本市が持つ歴史性とか文化性に親しんでもらうという趣旨を含めて今回 5,000 円以上の寄附をしていただいた方に対して、博物館、文学館等の六つの社会教育施設の入館料が全額免除されるという小樽ファン認定証を 2 月に送付したところでございます。また、2 年目以降に寄附をいただくと、新聞にも書いてございましたけれども、大ファンになって大大ファンになって、5 年目で名誉小樽ファンになれるというようなことで、今、特典については考えているところでございます。

鈴木委員

認定証はまだ発行したばかりとは思いますが、市民というか、受け取った方からの反応など、このことについてどうかというコメントがありましたら、教えていただきたいと思えます。

（建設）まちづくり推進課長

2 月の日付は忘れましたが、認定証を送付した翌日に早速メールが来まして、認定書を受け取りました、大変ありがとうございますということでした。その方は博物館に寄附をしていただいた方で、博物館が非常に気に入っているということで、雪が解けたらこの認定証を使って子供と一緒にぜひ博物館に行きたいというようなメールをいただいております。また、送付したすぐ次の日に、どこにお住まいの方かまでは把握してございませんけれども、市内の方が博物館に認定証を示して入館されたというようなことを聞いてございまして、我々としては非常に喜ばれているというふうに思っております。

鈴木委員

この認定証につきましては、紙に印刷されているということで、そんなに費用もかからないように聞いておりますので、そういった意味では、それで喜んでいただけるということは本当にいいことだと思いますので、取組を続けていただきたいと思っております。

それで、新年度以降、例えば先ほどの能舞台の件が一つ増えるということ以外に、新しい取組につきまして、何か変わったことがありましたら教えていただきたいと思っております。

（建設）まちづくり推進課長

平成21年度の新たな取組でございますけれども、寄附しやすい環境づくりと申しますか、24時間、自宅などインターネットが利用できる環境にある場所から寄附ができるように、クレジットカード納付というものを新年度から取り組みたいというふうに考えております。

それと、20年度は3,300万円ほど基金に積み立ててございまして、21年度からその一部を取り崩して、総合博物館の収蔵車両の補修ですとか、それから蒸気機関車アイアンホース号の100周年祭ですとか、歴史的建造物の保全事業などの事業にも充当していきたいというふうに考えております。

鈴木委員

そういった意味では、また新たな切り口と申しますか、今おっしゃっていたようにアイアンホース号の100周年と、もっとわかりやすくこういうことに使ったということ、寄附していただいた方に見ただけのよう、インターネットに掲載する。そうすれば、自分が寄附したお金が具体的にこういうふうに使われているということがわかりやすいというふうに思います。そうすると、またもう一回してくるかだれかに言うかは別としまして、お話が広がっていくかというふうに思います。

それをお願いなのですが、いわゆる宣伝はされているということなのですが、できれば、市が発行する公式ガイドブックとか、特に道外の方が多いというふうに聞きますし、観光客も含めて、例えば小樽雪あかりの路に来たとかそういう方が、小樽でこんなふうにいるとか、こういうことで寄附を募っているとか、そういうことを道外の方がすぐわかるように、せつかくですからパンフレットとかそういうものになるべく盛り込んで、寄附を募っているということをお知らせしていただきたいのです。これは、やはり既存の印刷物ですから、今度発行するときに合わせてになりますけれども、それはぜひやっていただきたいのが一つ。

先ほどの認定証というのは、確かに費用が少なくていいのですが、私は結構そういう認定証といったものや、賞状もそうですけれども、大体財布の中とかそれから家に置いておくということで、認定証を持って私はこうですと言う人はいるかもしれないのですが、あまり外で目に触れることがないのです。ライオンズクラブとかロータリークラブに行きますと、何かをやりましてバッジというのがあるのです。300円とか500円とかそのぐらいですが、簡易なバッジがありまして、例えば何かにそういうふうに着せるとかバッジをいただいて、それを例えばスーツにつける、女性ですと洋服につける。そういうことで、なぜ今それを言うかといいますと、外の方がそれは何だろうと見たときに、これは小樽市に寄附をしたときに寄附した方がもらうものと。例えば、今言ったように5,000円の寄附をした方に差し上げるのではなくて、もうちょっとグレードと言ったら言い方が悪い

ですけれども、高額の方にそういうものを差し上げて、例えば関西小樽会の方がそれを見たときに、周りの方が「何をつけているのですか」と。「いや、これは寄附した方がもらうバッジです」ということでほかの方にアピールできるようなそういう考えも一つあるというふうに思います。これはすぐにというのは、無理かと思えますけれども、そういう考えの下にバッジなどをつくるのも一つの手かと思えますので、その辺のところと先ほどの件について、お答えを願います。

（建設）まちづくり推進課長

ガイドマップについては、以前から鈴木委員のほうから、ぜひそういうふうにやってみてはどうかという御提案もいただいていたものですから、我々としても、それについては、現在発行元の観光協会等と協議を進めてまいります。これは、年間60万部も発行され、配布されている冊子でございますので、これについてはぜひ積極的に取り組んでPRをしていきたいというふうに思っております。

それと、認定バッジというお話ですけれども、これについては、寄附についても有効な手段というふうに思っております。ただ、寄附の額ですとか、それから製作費用などといった課題もございますもので、今後調査をして、その配布について研究していきたいというふうに思っております。

鈴木委員

除雪について

質問を変えます。除雪についてお聞きしたいと思います。

今の時期になりますと、市民の方から今年は雪が少なくてよかったねとか、除雪費は何とか足りたでしょうというお話をよく聞きます。それで、天気予報とかそういうほうから言いますと、この後志地方は例年より逆に多いくらいというか、実際に昨年より多く降っているらしいのですけれども、今暖かい日が続かして雪が解けまして、市民の方は感覚的には雪が少ないのではないかという思いがあるのです。それで、昨年の建設常任委員会の中で、平成20年度除雪体制の見直し等についての説明で、6点の見直しをすとしていまして、いろいろ見てみますと、効率の見直しというのが出てくるのです。特に2点目の積算内容の見直しで、効率の見直し、それから3点目の除雪出動基準の明確化というところで、効率的な作業の実施が出てくるものですから、21年度の予算説明書の143ページにあります除雪費が9億5,030万円となっておりますけれども、これがもう少し下がるのかという思いでいたわけなのです。ところが、20年度も約9億5,000万円で大体同じ額で来ているのです。ということになりますと、その効率というのはどういうことを言われているのかということをお聞きしたいのです。

（建設）雪対策課長

昨年度の見直しについて、除排雪効率の見直しという部分でございますけれども、この部分につきましては、平成18年度に地域総合除雪の地域を4地域から6地域へ分割しておりまして、この間、18年度、19年度、2か年の6地域の除排雪のデータが得られたことから、20年度につきましては一応効率を見直したということになってございます。その内容につきましては、効率的に上がる部分、下がる部分がございますが、それを新年度予算にどのように反映したかということでございますけれども、新年度予算につきましては、過去の降雪量、排雪量などを基に積み上げてございます。また、委託料の中で地域総合除雪以外に雪捨場管理経費がございます。この雪捨場管理経費につきましても、昨年度におきましては、皆さん御承知のように勝納ふ頭の海域部分で雪山が生じた部分がございます。そういう部分で非常に費用的に積み増した部分がございます。そういう中では、具体的に地域総合除雪を下げたからといって、下げたという言い方もおかしいですけれども、効率を見直したからといって、委託料全体で見れば前年度と変わらないのかと思います。また委託料以外でもロードヒーティングの電気料、灯油、ガス料その他管理経費にかかる部分などで価格の変動がございます。そういう状況の中で、トータルで積み上げた額として9億5,000万円という状況でございます。

鈴木委員

ちょっとよくわからないのですけれども、ということは、9億5,000万円と同じ金額ですけれども、効率をよくするということから、私なりの考えでいくと、10億円とか11億円の中身の除雪をするぐらいの気持ちがあって、それがこれでおさまって効率がいいという意味というふうに受けとめているのですけれども、そういう意味ではないのですか。だから、要するに中身が厚くなって、例えば置き雪対策とかなんとかということが、今まで以上にいいいになるのが、この平成21年度の予算の内容という意味ではないのでしょうか。

（建設）雪対策課長

除排雪効率がよくなって経費的に浮くということではなくて、あくまでもよくなる部分、地域によっては悪くなる部分、そういう部分もございまして、一概によくなって、今までの予算以上のものができるという考え方ではございません。

鈴木委員

効率を見直すこと、効率的な作業をするというのは、よくなる部分を少なくして全体的にボリュームをよくするという意味なのですよね。ということは、プラスマイナスを考えると、絶対効率がよくなることは、中身が濃くなるという考えではないのでしょうか。ちょっと何か答弁がよく理解できないのです。

建設部次長

今、効率がよくなるという言葉を使っているのですが、我々の効率がよくなると言いますのは、四つあった除雪ステーションを六つのステーションに変えたということで、以前はその六つのステーションのデータがなかったものですから、以前の四つのステーションのときの効率で計算して予算を組んでいます。それで予算に対しまして、そういうデータの構築ができたものですから、その四つではなくて六つのステーションができた段階での効率で、もう一回計算して予算を組み立てたということで、そういう積算のやり方を変えたということですから、そういう意味で、言うなれば今までやっていたのをスピードアップ化させたとかということではなくて、あくまでも現状どうやっているかという把握をした上で、それにあわせてそういう形で見直したということでございます。

鈴木委員

費用対効果の効率がよくなったのではないのでしょうか。違うのでしょうか。

建設部長

基本的に、もう一度スタートラインから話をしますと、とりあえず2番目の積算内容の見直しというところから、まず話をします。それは、今、次長が話しましたように、平成17年度までは、要は市内を四つのブロックに分けて四つの除雪ステーションでやっていたのです。ところが、翌18年度からは六つのエリアに分けたのです。それがまず効率化につながっているのです。そのときに、六つに分けたときの積算内容のデータというのは、初めてやった話ですから古いデータでやらざるを得ませんでした。ところが、18年度、19年度で、要は六つのステーションの作業効率がはっきりしたので、実態に即した設計ができますというのが趣旨なのです。その中に、当然実態に即したときにちょっと課題がある費用が上がったという部分もあるし、逆に少なくなったという部分もあって、その上下、プラスマイナスを整理したらイーブンになったというのが、雪対策課長の答弁の趣旨です。

もう一つ、除排雪基準の明確化という三つ目の話なのですけれども、この部分はまさに、雪が10センチ降ったら1種路線は出ますというルールを持っています。それは、夜の何時に推しはかるかというのがあるのです。それをきちんと、例えばJVに対してこの時間に見ることによって作業しなさいという形で、要は統一した内容にすることによって、6ステーションで若干ばらばらのものが、市内一律になります。そういう形の中で、当然その部分でも、確かに結果としては無駄だとか、又は余分だというようなことも整理できています。ですから、そういった意味では、市民にとっては一定の基準になったということなので、効率的になったという表現をしたということです。

委員長

六つになったことで、費用対効果が上がったかということでしょう。そうでしょう。

建設部長

結局、先ほど答弁しましたように、例えば、水準を一定にすれば、市民全体が要はまさに同じ内容のサービスを受けるという話ですから、そういった意味では効率が上がっているというふうには言えると思います。

鈴木委員

今の御答弁で大体わかりました。というのは、端的に言うと、平成21年度は20年度と同じ予算額ですけども、今までの実績も踏まえて、小まめにやって、そして皆さんには満足のいく度合いが上がるのだという答えを私はいただきたかったのです、単純に。そういうことであれば、効率が見直しされて反映されて、市民の方も同じ除雪費の予算額がついたのだけれども、自分のところがその利益を受けるかどうかは別として、全体としてはどこかがそれで満足いく部分が上がったのだらうということ効率がよくなったということは、単純にそうなのですねということをお聞きしたのです。それについては、それでいいのですね。

建設部長

はい。そうです。

鈴木委員

それはすんなり御答弁をいただいてすぐに終わろうと思ったのですけれども、長くなりました。

除雪懇談会というのが、今も開かれているというのですけれども、そこから今言った効率とかそういうことに対して、平成21年度に当たって何か取り入れられた部分とかというのはございますか。

（建設）雪対策課長

除雪懇談会につきましては、昨年2回実施しております。第1回目は6月に実施しております、それにつきましては、前年度の反省、意見、提言をもらおうと。2回目につきましては11月で、それにつきましては、その意見、提言をもらった中でどういうことができるか、それでどう変わるかを説明してございます。シーズンの前に地元からの要望を受けた中でシーズンに入るというような状況で、それらを基に平成21年度の予算づけという状況ではございません。

鈴木委員

最終的には、全部終わって、そのときに決算の中で聞いていくものと思いますので、私はこれにて終わります。

委員長

自民党の質疑を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 3 時06分

再開 午後 5 時18分

委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

この際、理事者から発言の申出がありますので、これを許します。

建設部長

先ほど、北野委員の他都市における新幹線駅の事業費や地元負担等の事例について、事前に質問要旨をお聞きしていたにもかかわらず答弁できませんでしたことを深くおわび申し上げますとともに、今後このようなことがないように十分注意してまいります。

なお、現時点での収集できた事例については、改めて答弁させていただきます。申しわけございませんでした。

北野委員

再度答弁ということなのですが、伺いましたら、休憩中に何か今の部長にかかわる発言で、私がクレームをつけて休憩が長引いたのではないかというふうに見る向きが多いようですけれども、全然私は一切これにタッチしていませんから。休憩に入った後、理事者側から先ほど答弁できなかったことはうまくないので、謝罪の上、答弁するから、何とかしてくれと。その必要はないと言っただけけれども、そうしてくれと言うから、たつての話だから私は協力したということで、今まで 1 時間 45 分にわたって休憩時間が長引いたのは、私のせいではないということだけは申し上げておきますが、今、部長が発言の中で言っていましたけれども、今後こういうことがないように厳重に注意していただきたいということだけは申し上げておきます。

委員長

それでは、公明党の質疑に移します。

齊藤（陽）委員

住宅事業特別会計について

簡潔に 1 項目のみ質問させていただきます。平成 21 年度の住宅事業特別会計について伺います。市営住宅施設整備費の改修事業費 7,080 万円について、20 年度の地域活性化・生活対策臨時交付金 2 億 9,756 万円、このうち 3 分の 1 が基金として積み立てられまして、その基金 8,900 万円を取り崩す形で 21 年度に行われる事業というふうに思いますが、この市営住宅の改修事業費の金額について、取り崩す額をお示しいただきたいと思います。

（建設）建築住宅課長

改修事業についての取崩しの額といたしましては 961 万円でございます。

齊藤（陽）委員

事前の説明で、市営住宅外壁改修・解体事業というふうになっております。この予算説明書の 218 ページに出ておりますけれども、解体事業というのが抜けていまして、単に改修事業費（塩谷 E・C 住宅、新光 F 住宅）ということで表記されているのですけれども、この工事の内容についてお示しいただきたいと思います。

（建設）建築住宅課長

改修事業費（塩谷 E・C 住宅、新光 F 住宅）の改修の内容ということでございますけれども、いずれも外壁を改修する工事を予定してございまして、壁のコンクリートですとかモルタルが老朽化でひびが入ったり、はがれているものを補修するもの、それと手すり等の一部金属類が腐食してございますので、その部分の補修。それと、外壁の塗装がはく離している部分がございます。そういったものの塗装の改修ということで、3 棟とも外壁の改修を予定してございます。

齊藤（陽）委員

私もその現場を見させていただいたことがありまして、非常に、もう手すりが外れそうで何か落ちたらもう命にかかわるということで手すりだけは応急的に直してもらったらしいのですが、外壁が、ベランダの部分の壁とか天井とかの塗装がぼろぼろにはがれて、本来であればその辺には洗濯物干しがあって、洗濯物を干せるようになっていたのですが、はく離した塗料などが粉末状になって降ってきて、全然物干しも使えないという悲惨な状態になっていましたが、要望しても財政的に厳しいということで、できないで何年もたっているという非常に大変なところだったので、今回これができたということで、大変喜んでいらっしゃる方が多いのです。

それで、それはすごくいいのですが、事前の説明で、外壁の改修というのと解体事業という二つが入っていたのですけれども、ここでは解体のほうは明記されていないのですが、その点についてはいかがでしょうか。

（建設）建築住宅課長

ただいまの解体のほうは明記されていないのかという御質問でございますけれども、予算説明書の 220 ページで公

営住宅建替事業費の部分で、一番下の部分に用途廃止事業費ということで3,000万円を計上してございます。これが長橋B住宅の用途廃止に係る費用でございまして、ここに特定財源又は関係収入のところ基金分ということで3,000万円を計上してございます。

斉藤（陽）委員

関連して、市営住宅改善事業費というのが、地上デジタル放送移行対策工事が5,400万円ぐらい。それから、住宅用火災警報器設置が1,600万円ぐらいということで、これについてどの箇所をやるのかという部分をお示しいただきたいと思います。

（建設）建築住宅課長

改善事業を行う箇所ということでございますけれども、まず地上デジタル放送移行対策工事は、平成21年度と22年度にまず見える形に改善することを予定してございまして、21年度につきましては、銭函住宅、張碓住宅、以下19住宅を今予定してございます。それと、火災警報器の取付けでございまして、これは4年間の事業で、21年度は3年目ということでございまして、これは新光B、新光C、以下9住宅で計画どおり火災警報器は取りつける予定でございます。

斉藤（陽）委員

今、住宅事業特別会計の歳出のほうをずっと聞いたのですが、214ページの歳入のほうで、財源的に改修事業のほうは一般会計からの繰入れ、冒頭触れました地域活性化・生活対策臨時交付金を積み立てた分の基金が充てられていると。改善事業のほうは地域住宅交付金3,273万1,000円が充てられている。こちらのほうは2次補正とは関係ない別物で、この両者の区別、住み分け、対象事業の違いなどを御説明いただきたいと思います。

（建設）建築住宅課長

改善事業のほうは、通常の国から支援、補助を受ける地域住宅交付金ということでございまして、そのメニューに載っている事業でございまして、改修事業は地域活性化・生活対策臨時交付金を使い、単独費でやるものと、今回そういうことで使い分けをしているということです。

斉藤（陽）委員

歳入のほうをずっと見ますと、215ページに国庫支出金ということで地域住宅交付金2億1,200万円ほどありますけれども、その中で先ほどの改善事業の交付金として、地デジの関係と火災警報器の関係とガス配管改修、それと地域住宅交付金の中の建替事業費交付金がオタモイ3号棟で1億7,900万円ほど。その他もちょっとありますけれども、そのほかに繰入金に一般会計繰入金通常分というのが1億6,700万円あって、そのほかにさらに地域活性化の2次補正関連の地域活性化・生活対策臨時資金基金を取り崩すのが3,961万円です。961万円は先ほどの改修で残りの3,000万円は用途廃止の部分ということだと思うのですが、この一般会計繰入金の通常分のほうの意味合いはどういうことなのでしょう。

（建設）建築住宅課長

一般会計の1億6,763万5,000円の通常分の意味合いということでございまして、市営住宅事業につきましては一般会計、特別会計のどちらでやらなければならないというのは、特に法で定められてございません。以前は、小樽市におきまして一般会計で市営住宅事業を行ってございましたけれども、収支を明確にするということで、昭和59年度から小樽市特別会計設置条例に位置づけて現在に至っております。小樽市としまして、住宅事業特別会計が赤字にならないように繰入れをしているところでございます。

斉藤（陽）委員

それで、地域住宅交付金についてなのですが、平成17年度に創設されたということで、公営住宅、高齢者向けの優良賃貸住宅整備、耐震改修等にも使われるということで、北海道の地域住宅計画に基づいて、小樽市としては住宅マスタープランを17年3月に策定しています。さらに、現行の18年3月に策定された小樽市公共賃貸住宅

ストック総合活用計画、いわゆるストック計画にも非常にかかわっているということで、これにかかわって地域住宅交付金の仕組みについて御説明いただきたいと思います。

（建設）建築住宅課長

地域住宅交付金の仕組みということでございますけれども、国のほうの三位一体の改革の一環としまして国庫補助負担金が変わるということで、従来の補助制度が再編されまして、地域の住宅政策を総合的に推進するための新しい助成制度が創設され、平成17年6月に法律ができて、地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法というもので地域住宅交付金というのが定められてございます。これは、今までの国の補助制度と違いまして、ある程度それぞれ地方自治体の裁量でいろいろなメニューを提案する中で公共事業が行えるように変わってございまして、現在は、公営住宅の事業はこの地域住宅交付金によって行われているという状況でございます。

斉藤（陽）委員

これは期間がいつまでと決められているのですか。

（建設）建築住宅課長

特には決められてございませんので、今まで補助事業で建築していたものが、今は交付金で行われているという状況です。

斉藤（陽）委員

それと関連するのですけれども、小樽市公共賃貸住宅ストック総合活用計画、このストック計画もそれに連動して平成18年3月に策定されたわけですけれども、これについても計画期間が21年度までということです。そろそろ次期計画の策定といえますか、21年度までが当面の計画期間ということで、22年度以降については、公共賃貸住宅をめぐる諸条件を的確に把握して、必要に応じて今後策定するというので、これからの方向性についてもお伺いして終わりたいと思います。

（建設）建築住宅課長

公共賃貸住宅ストック総合活用計画、いわゆるストック計画ですけれども、この計画に基づきまして市営住宅の改修、建替え、用途廃止等を行っているところで、この計画があるために地域住宅交付金を受けられるということでもあるのですけれども、今御質問にございました平成21年度までの計画ということで、18年度に策定したのですけれども、その当時の財政再建推進プランの実施計画期間に合わせまして4年ということでやっております。22年度からのストック計画を策定しなければならないという状況で、現在は大枠での項目を整理しています。21年度の1年間をかけて、策定の工程等を今検討している段階でございます。それらの整理をする中で、議会のほうにも報告する中で1年間かけて策定して、22年度から後期といえますか、まだ名称は決まっていないのですけれども、ストック計画を提出していきたいと考えてございます。

千葉委員

道営若竹団地について

初めに、道営若竹団地について、先ほど佐藤委員のほうからも御質問がありまして、同様な質問については割愛をさせていただきます。

私のほうからは2点ほどお伺いしたいのですが、今、小樽市の公共賃貸住宅ストック総合活用計画というお話がありました。その中に、若竹団地も改善計画の中には入っていたと思うのですが、その計画に影響などはないのでしょうか。

（建設）建築住宅課長

ストック計画に若竹団地の部分が計画されていたかどうかということでございますけれども、ストック計画の中

では、北海道から道営若竹団地につきましては、平成20年度に小樽市に事業主体変更し、市営住宅として管理を開始するというので記述してございます。

千葉委員

本当に私も議員になりましてから、道営若竹団地についてはいつ市営になるのだろうということで、たくさんの方から御意見、問い合わせ等が来ています。先ほど来、ここ数年明るい見通しのお話がないものですから、ちょっと1点お伺いしたいのですけれども、平成19年6月に質問させていただいた中で、先ほどお話があったように20年度は道営から市営に移管する予定だというお話のその前段で、19年度は耐震補強と住宅のリニューアル、また改善調査、設計を予定しているというお話がありまして、その中身、形式ですか、例えば単身者用とか、ファミリー向けにするとか、特定目的住宅の戸数を何戸にするというような、そういう内容について今時点で決まっていることがあれば教えていただきたいと思います。

（建設）建築住宅課長

平成19年度には改修の設計を委託してございまして、現在2DKなのですけれども、先ほども御質問があったのですけれども、その中で給排水の関係を1階のほうにおろさない形で2階の部分の部屋を大きく改造して、パイプシャフトのような形にするとか、あと間取りのほうは、なかなかいろいろな補強の関係もあるものですから大きくは改善できないのですけれども、ある程度リニューアルする形で提供するような内容で今のところは考えてございます。

千葉委員

今ある戸数は、60戸かと思うのですけれども、その戸数自体は変えないということで、単純に中をリニューアルするだけにとどまるということでしょうか。

（建設）建築住宅課長

先ほども答弁の中で耐震補強の方法等とかかわる部分で、部屋の数とかというのはまだ最終決定はしていないところでありまして、その中で2階の部分の間取りなども含めて最終的に数が決定するというような状況でございます。

千葉委員

ロードヒーティングについて

次の質問に移らせていただきます。ロードヒーティングについてお伺いしたいというふうに思います。

第6次小樽市総合計画の中で、ロードヒーティングについて計画的な更新に努めるという内容があります。この成果指標の中で、更新計画予定延長における整備率が76パーセントというような形で数字が掲げられているのですが、この目標値の中身について教えていただきたいと思います。

（建設）建設事業課長

ロードヒーティングの更新についてですが、ロードヒーティングは昭和47年から整備し、現在219か所ございます。老朽化が進みまして、ききが悪いとか故障とかといったところがございまして、現在は壊れたら直すという形になっております。ただ、どうしてもバス路線となっている道路などの通行止めができないところについては、更新をしていかなければならないのではないかとということで、稼働年数、こう配、交通量、バス路線の有無などといった要因から判断しまして37か所、3.4キロメートルのロードヒーティングの箇所を今抽出しております。第6次総合計画で何とかそのうち2.6キロメートル、率にして76パーセントを更新していきたいということで、この数字を載せております。

千葉委員

ということは、今、更新時期が過ぎているのが37か所の3.4キロメートルということなのでしょうか。

（建設）建設事業課長

更新時期というのは非常に難しいのですが、電気施設の耐用年数とかいうのは15年とか、いろいろな資料がございます。そういう資料から、一概に決められないため、先ほど言ったいろいろなファクターから抽出したものですので、一概に期限が切れているから更新しなければならないといった位置づけではございません。

千葉委員

ちょっと心配しているのは、先ほど予算のお話もあったのですが、雪対策ということで除雪費というのは、もうずっと昔からきちんとした予算が、増えることはあっても減ることがないというような形で保たれてきたのですが、土木費の予算全体で見ると10年前からの半分ぐらいになっているということで、その更新にかかる費用がどのぐらいなのかとか、財政上きちんと補修できているのかということが非常に懸念されるのですが、更新にかかる費用というのが概算で出ていればお教えてください。

（建設）建設事業課長

今、箇所付して熟度を高めている段階ですが、相当にばく大な額になるということです。まだ詳細な数字は今検討中でございます。

千葉委員

ばく大というのは、大体どのぐらいの額かわからないのですか。

（建設）建設事業課長

一般的に1平方メートル当たり7万円ぐらいという単価です。それから計算しますと10億円ぐらいというような、非常に概数ですがそういった単位の額です。

千葉委員

非常にかかるということはわかりました。自治体によっては更新のそういう予算がなく、ロードヒーティングをとめたりとか、またとまってしまうということもあるということで、ちょっと心配に思ったのですが、小樽市の場合はきちんとした補修なり整備なりということで、そういうことはない、市民の安全が守られるということで認識してよろしいでしょうか。

（建設）建設事業課長

先ほども申しましたけれども、ここについてはとめることはできないという箇所ございまして、あとは、37か所以外については、やはり壊れたら直すということもございます。ですから全部が全部その37か所で100パーセントということではございませんが、少なくともこの37か所については、そういったことからとめることができないので補修しなければならないといったことで進めていきたいと思っています。

委員長

公明党の質疑を終結し、民主党・市民連合に移します。

山口委員

石こうボードの処分について

昨年12月の建設常任委員会でちょっと提起をした問題で、住宅建材の石こうボードの処分についてですが、昨年5月に東横インが自社ホテルの地下に、言ってみるなら不法投棄をしておいて、それが硫化水素を発生して問題になった事件があって以降、自治体でこの廃棄についていろいろ問題視されているようですけれども、その3年前に、これについては管理型処分場に廃棄するように義務づけをしていますけれども、小樽市の場合はどうなっているのかということで、そのときには、基本的にはこれは所管が違うということでわからないということだったので、その後調べていただいたようで、それについてお答えをいただければと思います。

（建設）建築指導課長

ただいま御質問がありました石こうボードの処分については、委員がおっしゃいましたとおり硫化水素が発生する可能性があるため、平成18年6月から安定型最終処分場では処分ができなくなったということで、処分する場合には管理型最終処分場で処分しなければならないという形になってございます。

小樽市の場合、現在あります塩谷の産業廃棄物最終処分場は管理型最終処分場ということでございますので、現在石こうボードについてはそちらのほうで処分されているということで、問題はないということでございます。

山口委員

安心しました。

空き家調査について

次に、今小樽市は平成20年度の予算をつけて空き家の調査をしているわけですが、近年、市が調査に入った後でも、全国、各市で、いわゆる空き家が増えて崩壊家屋もあるようで、その処分について大変苦慮をしているとのことです。そういう中で自治体が、これはいろいろな理由があるのですけれども、火災の心配とか、あとシロアリの巣になるとかということで近隣に迷惑をかけたかということ、その建物を市が寄附を受けて、長崎市の場合であれば、それを年に10軒ほど市の費用で解体するというようなことを行っているところもあるようです。小樽市の場合は、空き家を調べる理由というのが、そういうふうな理由もあるでしょうけれども、それではなくて、今企画政策室が中心になってやっています二地域居住とか移住対策と結びつけて空き家の調査をしようというような状況に一方であるようでしたので、途中でしようけれども、現状でどの程度の調査の内容になったのか、報告できるところがあれば報告をしていただきたいということと、また今後それをどの程度まで調べるのか、またそれをどういうふうに生かして利用していくのかについてお答えいただければと思います。

（建設）まちづくり推進課長

空き家調査についてでございますけれども、平成20年第3回定例会で補正予算を御可決いただいて、調査に着手をしております。

調査概要といたしましては、委託金額として159万6,000円、委託期間として10月30日から3月13日で、まだ現在実は調査中でございますので、まだ報告といいますが、成果品が来てございませんので、内容等については答弁できませんけれども、基本的に若竹町から手宮、長橋に至る区域、おおむね2万5,000棟の戸建て住宅を対象に今調査をかけているという段階にございます。

それと、今後の予定でございますけれども、今話しましたとおりまだ若竹町から長橋までの調査なので、新年度はできれば地域再生チャレンジ交付金などを活用して残りの区域、おおむね1万戸ぐらいあるというふうに言われてございますけれども、若竹から銭函、それと長橋から塩谷、蘭島までの区域を調べたいというふうに21年度は予定をしているところでございます。また、その活用方法でございますけれども、先ほど山口委員のほうからもお話がございましたけれども、二地域居住とか、完全移住とか、俗に言う普通の移住者用の住宅として使うとか、あと、まちなか居住の促進のための位置情報、さらには、倒壊の危険性がある家屋なども調べて、もちろん所有者も調べて、そういうような形で地域の安全・安心を確保するというようなことで活用していきたいというふうに考えております。

山口委員

その際に、例えば情報の活用方法ですが、ある意味では個人情報に絡む部分もあるわけですから、それを生かそうとする場合に、例えば民間の不動産を営む方といった方との連携とかということが前提になってくるわけです。例えば、市のほうに、私は空き家を利用してそれを直して、二地域居住で小樽に住みたいというようなことがあっても、この空き家の情報というのは公開されないわけでしょう。一般にホームページ上で公開されるようなことはないわけですね。それを基本的には二地域居住でどう生かすのかというのが、どうも組立てとしてどんな

ふうに考えていらっしゃるのかちょっとわかりにくいところがあるわけです。行政内部で情報交換をされるのは、これは当然でしょうけれども、その辺はどういうふうに、例えば企画政策室のほうがそういう希望を受けて、問い合わせがあった場合に、まちづくり推進室のほうがその情報を持っていて、こういうところがあるのですけれどもということで知らせるような格好しか、私は想像つかないのです。そういうふうにし利用されないのか。もっといろいろ利用される方法というのを想定されているのですか。

（建設）まちづくり推進課長

今、委員のほうからお話がありましたとおり、一般的に空き家を調べて、空き家かどうかというのは個人情報に関することなものですから、それを広く一般に公開するということについては、なかなかできないというふうに思っていますので、一つは先ほども活用策のところでも話しましたがけれども、二地域居住とか、完全移住者とか、まちなか居住とかということの促進のために活用していこうというのがまずございますし、また、一つには、公開することであれば行政が何かの形でかわりを持っていくというのでしょうか、そういう形でかわりを持ったようなことをしていくと、また公開に向けた検討も進むのかというふうに思っています。

山口委員

この件に関して、空き家を利用して二地域居住に結びつけるような方策については、私はこの間ずっと議論をさせていただいて提案もさせていただいているわけです。結局、ある意味では民間がその情報を利用するというのは大変難しいと私は思っていますので、例えば、以前から申しておりますように、地図上に落とし込めば大体の位置がわかりますから、例えばこういうところの高台にあるとか、そういうものであれば、ある意味では、例えば寄附条例ではありませんけれども、市外居住者の方や市内の方でもいいのですけれども、小口でファンドを集めて、お金が集まった段階でその建物を改築して、それを本州の方に、オークションでも何でもいいのですけれども、インターネット上でオークションで販売をして、手数料をその団体が受け取って、なおかつ所有者には一部配当して、ファンドの出資者にはまた配当をしていくというようなことで、ビジネスとしても成り立つのではないかとということとをずっと申し上げていたわけです。そういう際に、どういうふうな枠組みでやれば、今、市がせっかく調査をされる情報とリンクしてやれるのかということとをちょっと考えているわけです。そうした際に、例えばNPO法人みたいなものを建設事業者なり、例えば設計のプロもいろいろな組織がありますから、それと例えば一部の不動産業者でも、宅建協会でもいいのですけれども、想定されるそういうところと組んで、行政がそれにまたかわりを持って、そういう一定の公益性を持った団体ができて、そういうところがある意味では市の政策としてそういうものを利用するというふうな形になっていけば、情報として出していただけのではないかと思っているのです。ちょっとぼんやりとした話でお答えしにくいでしょうけれども、そういう形でやらないと政策が実行できませんから、そういう意味では今のような枠組みであればできるのではないかと私は考えるのですけれども、その辺はどういうふうにお考えですか。

（建設）まちづくり推進課長

今、委員がおっしゃったようにNPOというのはやはり基本的に民間ですので、なかなか市が今調査をかけている空き家の情報をすぐ提供するということにはならないと思っはございますけれども、先ほども話をさせていただきましたけれども、NPOだけではなくて、行政がかかわりを持つようなそういう仕組みづくりとか、さらに仕組みづくりをすることによって行政がそういう仕組みに入れば、それは行政の情報として提供できるというふうなことも考えられると思いますし、また一方では、空き家バンクというのも従来からいろいろ議論があるところでございますので、空き家バンクも使いながら、そんなこともできないのか考えていきたいというふうに思っています。

山口委員

また建設常任委員会で話をさせていただきますけれども、いずれにしても、今、リーマンショック以降、不動産

市況も冷え込んでおりまして、なかなか制度をつくるにしても難しいところがあるのですけれども、私も若干気持的には今引いているところがあるのですが、ただ、いつまでもこんな状況が続くわけではないし、まだ小樽はこれだけ知名度があるわけですし、どの程度の金額なら二地域居住でその不動産を所有してもいいというふうにかえるのかというところはわかりませんが、ほかの地区よりは、圧倒的に小樽はそういう優位性を持っていると思っております。もう一つは、やはり今見たところ、建設業者というのは、先ほどからも議論がありますけれども、どんどん仕事がなくなっていっている状況です。そういう中で、仕事をつくっていくという意味で、政策的にそういう雇用対策とか景気対策も含めてですけれども、小樽はそういう政策を打ちやすいところですから、そういう意味で行政が積極的にかかわって、働きかけをして、そういう協議機関みたいなものをつくって今から準備をしていくということ、並行して、これはまた平成21年度も調査するということですから、そういう下準備と言ったらいいのでしょうか、そういうことを働きかけをして一度相談をしてみるということが、私は必要だと思うのです。そういう意味で、働きかけを、一度、例えば建設事業協会とか建築士会とか、いろいろな組合があるのでしょうか、そういう方々に相談をして、市としては、そんな考え方が議会でも出ていますし一緒に研究をしてみましようというような働きをされる御意志はありますか。

（建設）まちづくり推進室長

空き家調査あるいは空き家の活用という御質問だと思うのですが、基本的に問題意識は共通の意識だということに思っています。何とか市内にある空き家を有効に活用しながらいろいろな政策で利用していきたいということがございますので、行政だけでできる課題では当然ないわけですから、今言った建築関係でも、いろいろな団体等々あるいはNPO等々も含めて、そういう場をつくりながら施策を推進していくということについては、共通の認識で、そういう方向で進めてまいりたいというふうに思います。

山口委員

富岡における地区計画の取組状況について

あともう1点だけお聞きします。

富岡1丁目の旧日本銀行小樽支店長宅やその他職員住宅、テニスコート等の跡地について、地区住民が高さ規制等の地区計画を今一生懸命作成しようと努力していらっしゃるわけです。一応期限は3月いっぱいということになっているとお聞きしておりますけれども、いろいろ市のほうにも相談をされているようですので、今の状況について御報告いただきたいと思います。

（建設）都市計画課長

富岡における地区計画の取組状況についてでございますけれども、地区の方々が小樽港を望む眺望、景観、地区の良好な住環境を保全するといったことを目的としまして、建築物の高さ制限を行う内容の地区計画について、市への提案に向けた取組が進められております。

現在、地区の方々が住民の同意の取りまとめ、地区計画の区域のとり方、地区計画の方針などの調整を進めているところであります。市といたしましては、こうした住民の方々のまちづくりに関する取組に対しまして、これまでも随時地区計画や提案制度などに関する資料の提供や相談等の協力を行っているところであります。地区の方々は、こうした地区計画の提案に向けた準備が整い次第、早期に市に提案を行いたいというふうに聞いておりまして、市といたしましても、今後とも適切な協力を行っていききたいというふうに考えております。

山口委員

市としてもぜひ応援していただきたいと思います。この件に関しては、関連していわゆる市街地の住居地域、特に第1種低層住居専用地域についてはこういう問題は起きませんが、第1種中高層住居専用地域とか第1種住居地域とか第2種住居地域とかということについては、ある意味では相当な高層のマンションができるということですから、少なくとも住居地域については、近隣商業地域とか商業地域を除いて、一定の高さ規制をかけるべきでは

ないかという議論を私はずっと申し上げているわけです。今回の地区計画については、景観というかそういうものをやはり問題視して、優良な住宅地の景観みたいなものを守っていこうというような動機からこういう地区計画を申請されるというようなことになっていると思いますけれども、私の問題意識というのはそれだけではなくて、特にこういうマンションの建替えというのは大変厳しくなっているということが、これはもう問題になっているわけです。

これはマスコミ等でも何度も取り上げられていまして、昭和30年代以降に建てられた建物で更新時期が来ている建物がたくさんありまして、そういう建物というのは、今のような10階以上の建物ではないわけです。せいぜい五、六階の建物を建て替える際でも、その戸数を倍ぐらいにして建て替えたとしても、1戸の負担が1,000万円とか1,500万円というような負担になるということで、それでも基本的に区分所有者の合意が得られなくて、結局それが廃きよになっていくような例が問題視されております。私は、やはりそれは50年後に出る問題でしようけれども、いずれにしても現実的に考えた場合に、今15階建てのような建物がそういう地区に建っているわけですね、現に。それが50年後になった場合に建替えが本当に可能かということ、解体費用をかけて同じ高さの建物では、これはペイするわけがありませんから、新築する以上にお金がかかってしまえばだれも建てませんので、合意も得られないでしょうから、そういう場合に本当に建替えができるのだろうか。結局は、要するに廃きよになっていく。水道設備やそういうものも全然改修されないで、住み続けられる方もいらっしゃるって、結局廃きよ化していくということです。そういう事例が今どんどん出てきているわけです。確かに小樽市の財政は悪いわけですし、ある意味では個人の財産権を守っていくということもあるでしょうから、そういう考え方を考慮したとしても、将来において本当に都市計画にそういう責任を持った行政として、今のまま放置していいということにはならないと私は思っているわけです。

確かに、他都市も含めて、例えば札幌市にしても、奈良市にしても、京都市にしても、そういうところも含めて、相当な議論の末に地区ごとに高さを決めていくということを今やっているわけです。少なくとも小樽市については、商業、近隣商業ぐらい以外の地域については、一定の考え方を告示いただくとはいけない時期ではないかというふうに考えているわけです。またこれは議論しますけれども、このことについてはまだ同じようなお答えしか今はできませんでしょうから、そういうことを今投げかけて、ぜひ検討に入られるようお願いを申し上げて、私の質問はこれで終了いたします。

委員長

民主党・市民連合の質疑を終結いたします。

建設部長

北野委員の先ほどの御質問の新幹線新駅に係る事業費について、他都市の事例について現時点で収集できましたデータが整理できましたので、報告申し上げます。

八戸市で在来線駅舎に乗り入れる方式での新幹線駅の例でございます。地上3階建て橋上駅、延べ床面積1,900平方メートル、負担額9億9,600万円、新駅建設部分の10分の1と聞いてございます。既存駅への乗り入れのため、在来線駅舎の改築費などの負担分は12億2,100万円、合計22億1,700万円と聞いております。また、東西駅前広場約1万5,000平方メートル、合計1億5,300万円と聞いてございます。その他、東西を結ぶ自由通路や駐車場と結ぶ連絡通路など八戸市の公共施設整備としまして、交付金事業や区画整理事業により周辺整備を進めたとも聞いてございます。なお、数字的なものについては確認中の部分がありますので、御理解をいただきたいと思っております。

委員長

以上をもって質疑を終結し、本日はこれをもって散会いたします。